

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成22年3月23日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	矢 野 清 實	議員
21番	坂 下 勝 保	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

2. 欠席議員

5番 中 村 定 志 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君
兼財政課長		兼環境課長	

健康福祉部次長 兼高齢者福祉課長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	神 谷 巳代志 君
経済建設部次長 兼都市計画課長	柴 田 二三夫 君	総務課長	塚 本 邦 広 君
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	高 橋 芳 行 君

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第1号	平成 22 年度豊明市一般会計予算について
議案第2号	平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計予算について
議案第3号	平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計予算について
議案第4号	平成 22 年度豊明市土地取得特別会計予算について
議案第5号	平成 22 年度豊明市墓園事業特別会計予算について
議案第6号	平成 22 年度豊明市老人保健特別会計予算について
議案第7号	平成 22 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について
議案第8号	平成 22 年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について
議案第9号	平成 22 年度豊明市介護保険特別会計予算について
議案第 10 号	平成 22 年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 14 号	市道の路線廃止について
議案第 15 号	市道の路線認定について
議案第 16 号	豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
議案第 17 号	豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 18 号	豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第 19 号	豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 20 号	豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について
議案第 21 号	豊明市休日診療所条例の一部改正について
議案第 22 号	豊明市火災予防条例の一部改正について
議案第 23 号	平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第7号)について
議案第 24 号	平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

- | | |
|----------|--|
| 議案第 25 号 | 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第 26 号 | 平成 21 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について |
| 議案第 27 号 | 平成 21 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)について |
| 議案第 28 号 | 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第 29 号 | 平成 21 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 議案第 30 号 | 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 議案第 31 号 | 平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
- (3) 議員提出議案第1号 豊明市議会委員会条例の一部改正について
- (4) 意見書案第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書
- 意見書案第2号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 諸報告
- (2) 委員長報告・同質疑
議案第1号から議案第 10 号まで及び議案第 14 号から議案第 31 号まで
- (3) 討論・採決
議案第1号から議案第 10 号まで
- (4) 決議案第1号 議案第1号 平成 22 年度豊明市一般会計予算に対する附帯決議
- (5) 討論・採決
議案第 14 号から議案第 31 号まで
- (6) 議員提出議案第1号
- (7) 意見書案第1号及び意見書案第2号
- (8) 議員提出議案第2号 豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例の制定について

午前10時開議

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

山田英明議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、議員より議員提出議案第1号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、提案説明・質疑を行った後に委員会付託を省略して、本日、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

また、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第1号及び意見書案第2号の2件の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

なお、会議録署名議員の指名については、指名議員が一部の本会議を欠席でありましたので、会議録の真正さを確保するために、申し合わせの順序に従いまして、13番 松山廣見議員を追加指名することになりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

総務文教常任委員会に付託しておりました陳情第1号について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

石橋敏明総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.5 ○総務文教常任委員長(石橋敏明議員)

おはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号の審査内容と結果についてご報告をさせていただきます。

去る3月10日午前10時より総務文教常任委員会を開催し、議案審査の終了後に関係職員の出席のもと、当委員会に付託されました陳情第1号 現状の教育委員会制度の縮小、廃止についての陳情を議題といたしました。

議題の宣告の後、陳情者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり、協議会を開催し、陳情者より補足説明を、また、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し、審査に入りました。

当局からは特段の説明はなく、質疑に入りました。

主な質疑としては、休憩中の補足説明の中で確認したいが、この問題が1年半の間放置されていたとのことは事実か。その理由についてに対し、1年半、陳情者と話し合ってきましたなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

陳情項目にある1、2番目は当市で既に実施しており、3、4、5番目は社会教育法により定められている。6、7番目も既に実施している。当市の教育委員会は他市町に比べても遜色なく、陳情内容は時期尚早と考え、反対する。

また、内容としては理解できるが、市当局、議会の権限は教育委員会には及ばない。残念ながら、この陳情には賛成できない。

陳情者にはいろいろな思いがあると思うが、豊明の教育委員会は十分機能しており、立派にやっていると思う。したがって、この陳情の採択には賛成できないなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第1号は採択に賛成者なく、不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告されました陳情第1号について採決に入ります。

陳情第1号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第1号についてお諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者なしであります。よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第1号から議案第10号まで及び議案第14号から議案第31号までの28議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに石橋敏明総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.7 ○総務文教常任委員長(石橋敏明議員)

それでは、議長のご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告を申し上げます。

去る3月10日午前10時より、総務文教常任委員会委員全員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、本委員会に付託されました議案9件の審査を行いました。

以下、議案に従い審査経過をご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

本案件の進め方については、範囲が非常に広いため、歳出については款別、所管別に区別し、当局より主要事業の概要と、昨年と変更のあった部分及び関係する歳入について簡潔に説明を受け、その後、質疑に入り、討論については最後に一括して行うものとなりました。

初めに、1款 議会費について、理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、2款 総務費に入りました。

順次、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、電話設備保守委託の増は、現在、日中は受付の代表に電話が入っていますが、1台機械を入れて、機械で対応するものです。

このことにより、将来、受付対応が少なくなれば、電話交換・窓口案内業務の節約が見込めます。

県知事選挙と県議会議員選挙費のポスター掲示板設置委託料は、ともに450万円だが、市長・市議選挙費は350万円の理由は、県議会議員選挙と市長・市議選挙は4月に予定されるため、県議会議員選挙のポスター掲示板を撤去せず、表面加工をして、そのまま市

長・市議選挙で使用する予定であります。

選挙用器具2台の買入れは、候補者の名前の読み取り機です。

会計管理費の手数料の引き上げの理由は、三菱東京UFJ銀行の預金、貸付残高が減少し、採算面より応分の負担を求められてきたことによるものです。

ほかに、施設清掃委託料と機械保守委託料の減額の理由は、清掃の部分や回数の見直しなど考慮し、本年度の実績を見て予算計上をいたしましたとの答弁がありました。

次に、9款 消防費に入りました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、消防行政業務の臨時職員3名の内容は、週3日の勤務で、主に通信勤務員で、窓口対応やその他の事務処理も一部行います。

通信勤務員は特殊な業務であり、ある程度の知識を持ったベテランとして、退職者を予定しています。

機械器具保守点検等委託料は、2～3年前にぎりぎりまで下げており、21年度とほぼ同額ですなどの答弁がありました。

次に、10款 教育費に入りました。

順次、理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、事業点検及び評価謝礼が新規に上がっているが、教育委員会の点検・評価を3名の学識経験者で予定している。

21年度に引き続き22年度も行うもので、当初予算の計上は初めてです。

教育相談員報酬はホームフレンド事業かでは、教育相談員は、不登校の児童生徒に年齢の近い大学生を家庭に派遣して、一緒に学んだり遊んだりするもので、大学生5名を予定しており、1名当たり月4回程度の派遣を計画している。

また、近隣の大学との連携の経費では、外国人児童生徒学習支援事業負担金として、愛知教育大学と連携しています。

沓掛中学校のプレハブ校舎については、児童生徒の推移は2～3年前から把握しているが、特別支援員などの指導は、秋口に行われているなど、教室不足は間近にならないとわからない。

恒久的な施設には、財政的な裏づけが必要であり、プレハブは一つの選択肢として考えているとの答弁がありました。

続いて、12款 公債費から14款 予備費について理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、前納報奨金制度の廃止に伴う現金の不足分は、5億円の一部借入金の利子として69万1,000円を計上しました。

前納報奨金制度の廃止によって、6月末で24億円ほどの歳計現金が減り、9月末から12月にかけて歳計現金が5億円ほど不足する試算です。現状では、基金の運用を考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結した時点で、平成22年度一般会計予算の組み替えを求める動議が提出されましたので、議題といたしました。

提出者より趣旨説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、採決に入りました。

採決の結果、賛成少数により動議は否決されました。

次に、議案第1号の討論に入りました。

主な討論として、市財政が厳しい中、当局も相当苦労されたと思う。コンビニ収納は、収納率のアップにつながるものと評価する。第4次総合計画の見直しに当たっては、豊明の発展につながるよう期待する。沓掛中学のプレハブ校舎は、恒久的な施設について再度検討願いたい。他に多くの事業が盛り込まれているが、無駄を省き、市民サービスの低下にならないよう努力することを要望して賛成する。

市税の大幅な落ち込みの中、教育を始め全体のバランスがよくとれていると感じる。市民すべての要望は取り入れられないが、良好な予算執行を期待し、賛成するとの討論がありました。

また、組み替え動議で要望が宿題として残る。予算には賛成できないとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第1号議案の原案可決を受け、議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算に対する附帯決議案が提出されましたので、議題といたしました。

提出者より趣旨説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、組み替え動議の2項目とは全く同じではない。予算はそのまま残し、保留する。検討の結果、恒久的な施設が可能ならば執行してもらおう。

現状では恒久的な施設に決定されていない。市長も検討の考えであり、検討の結果、恒久的な施設になれば組み替えの補正もある。

プレハブの予算を全部なくすと子どもに影響が出る。できれば恒久的な施設を期待したいなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

賛成討論として、最終的に恒久的な施設を望むということで賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第1号に対して附帯決議を付すことについては、全会一致により可決されました。

なお、附帯決議は審査報告書に添付してありますので、ご参照を願います。

続いて、議案第4号 平成22年度豊明市土地取得特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、測量設計等委託料を草刈り委託料に変えることは検討するとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 16 号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 16 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 17 号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 17 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 18 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 18 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 19 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

1カ月 60 時間を超える現状の人数は、本年度は延べで 24 名です。

時間外勤務の縮減と振りかえを指導したいと思います。

また、振りかえの代替は、組織でのカバーを期待しますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、いい条例改正である。内部でカバーし合って、代休を取りやすくして、健康の維持につながるように期待して賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 19 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 22 号 豊明市火災予防条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、現在、市内での該当施設数は、カラオケ店 2 店、ビデオ店 1 店の計 3 店のうち、条例対象店は 1 店ですとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 22 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 23 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第 7 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

1 款 議会費より順次、理事者の説明に入りました。

説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、広報配布業務委託料の減は、20 年度まではシルバー

人材センターに委託していたが、21年度からは民間業者に変更しました。シルバー人材センターから民間業者に初めて変えて入札の結果、安くなりました。

消防訓練塔施設改修工事費は、塔の塗装、メッシュ部分の腐食を交換し、一部階段の入口に扉をつけたり、2階、3階部分の鋼材の腐食部分を取りかえ、密閉部分を開放に変更するものです。

また、年度末の繰越金の見込みは、予想として6億円弱と見込んでいますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

最後の締めめの補正であり、反対はしないが、臨時交付金はより緊急性の高いものを期待していた。22年度に繰り越されるきめ細やかな臨時交付金は、慎重に執行されたいとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第23号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号 平成21年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第26号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.8 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて毛受明宏厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.9 ○厚生常任委員長(毛受明宏議員)

議長のご指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてをご報告いたします。

去る3月11日午前10時より、厚生常任委員会委員と市長並びに関係職員の出席のもと委員会を開催し、13案件とも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

本議案については、広範囲にわたりますので、各所管課別に区別して説明を受け、その

後、質疑に入り、討論については最後に一括して行うことにいたしました。

質疑に対する主な答弁としては、次のとおりです。

市民協働課の所管については、コミュニティ助成金は258万4,890円申請し、250万円が交付。西沓掛区以外からの申請はありませんでした。

通訳兼外国人コミュニティ醸成業務は1名を予定し、業務は週3日、豊明団地の外国人と接し、多文化共生をお願いし、アンケートの実施、日本語教室の準備、自治会への加入を願い、週2日は市役所において翻訳や通訳をお願いします。

市民相談委託料は、個人の司法書士も含んでいます。

外国籍市民施策懇話会委員報酬は、会議を年3回開催し、今後の施策を検討しますなどの答弁がありました。

次に、防災安全課の所管について。

新気象情報システム構築委託料は、予報が尾張東部地域から市町村別に変更になるため、気象情報委託料は、相談業務を継続するものです。

防災用備品購入費は、要援護者対策用として、22年度は南部保育園と栄保育園に配置します。

次に、市民課の所管について。

戸籍住民基本台帳事務事業の消耗品費の増は、証明書発行機トナー購入費を、経常経費でなく別枠で予算組みをしたためです。

既に発行した住基カード枚数は、現在約2,100枚で、有効なカードは約1,700枚です。

次に、社会福祉課所管について。

施設清掃委託料の110万円の減額は、21年度入札による床面積1,239平米を精査し、880平米で契約するものです。

知的障害者地域生活支援センター事務委託料の400万円増額は、正規職員を1名増員したためです。

知的障害者地域生活支援センター事務委託料は2名の指導員、小規模授産施設運営事務委託料は5名の指導員、知的障害者授産施設の補助金の人件費は所長分で、実質人件費です。

資格を持って仕事をする体系になっています。

生活保護就労支援業務については、就労支援員は週3回、キャリアコンサルタント、カウンセラーの資格を持った方をお願いし、就労支援は面接の受け方、履歴書作成指導、ハローワーク等への同行など指導します。

障害者就労支援業務は緊急雇用創出事業で、2名を6月から11月まで採用し、11月に障がい者就職面接会をハローワークと連携して行います。

次に、保険年金課の所管については、質疑がありませんでした。

次に、高齢者福祉課の所管について。

老人クラブ補助金は、参加率が悪く、県は基準を 50 人から 30 人に変更。21 年度 50 人以上は 55 クラブ、50 人未満は 1 クラブ。会員数は 4,900 人で、1 連合会 23 万円補助しております。

次に、児童福祉課の所管について。

子ども手当費は、外国人で子どもが本国にいる人数は 10 人、10 世帯、本国にいる児童は 17 人です。

子ども手当は一時立てかえがないよう支給されることを県から確認しており、事務費は歳入に計上してあります。

次に、健康課の所管について。

後期高齢者健診について、利用率は 12%、900 人増やし、1,200 人受診できるようにしました。

女性特有のがん検診は、土日に検診を行っているが、22 年度は検診日を増やし、検診期間を 2 カ月間延長します。

予防接種委託料について、新型インフルエンザは終息しております。1 月現在、予防接種者は 1 万人を超えましたが、22 年度の新型インフルエンザ予防接種は組んでいません。国の方針が決まった段階で考えていきます。

次に、環境課の所管について。

東部知多衛生組合負担金について、施設の改修は終わりました。

資源ごみ回収委託料は年間のごみ量を予測し、新聞 1,757 トン等で、2,067 万円を積算。

資源ごみ処分委託料は年間処分量を予測し、カレット 542 トン掛ける 9 円で 512 万円、プラスチック製容器包装は 820 トン掛ける 42 円で 3,616 万 2,000 円を積算。

じん芥収集委託料は年間回収量を予測し、1 台 1,680 万円掛ける 5.5 台分。

生ごみ減量推進事業委託料は、収集 1,600 万円、1 台 2 名掛ける 2 台、0.35 日。メイツは 1 台 3 名で 2 台分、0.35 日。

し尿汲み取り委託料は、バキュームカー 1.5 台で作業員 2 名の積算ですなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、機構改革により、社会福祉の窓口が一本化され期待する。子ども手当は矛盾があるので、何らかの働きかけをお願いする。堆肥については有効利用し、生産物の PR を引き続きお願いして、賛成する。

財政事情が厳しい中、社会福祉の停滞がなく、医療、少子高齢化に力を入れた予算編成を評価して、賛成する。

予算は何を基準にしたか説明できるように。また安価にできるように努力してほしい。厳しい中での予算編成であり、賛成するとの討論。

昨年まで福祉で国が削減し、市もダメージを受けた。限られた財源の中で工夫している。

子ども医療費は前進した。人員が減っていく。行政は「人」であり、ここで削られると臨時職員が要る。民生費について重点的に改善することが必要である。総論で反対するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第1号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 平成22年度豊明市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、保険税の収納率は、一般被保険者は90%、退職被保険者は97%で計算しました。

短期保険証は、義務教育生徒・児童以下の子どもと同様、お手元に届くような方法を考えているなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、一般会計からの繰入金で1億5,000万円が昨年度の3倍である。医療費全体が上がっている。医療は充実しているが、社会保険加入者には理解しにくい。保険税の値上げが検討課題に上がってくるので、年度内に慎重な対応を要望して賛成するとの討論がありました。

保険税の値上げをしない努力はしているが、基本的には国に問題があり、反対するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第2号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成22年度豊明市墓園事業特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第5号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成22年度豊明市老人保健特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第6号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成22年度豊明市介護保険特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、介護給付費準備基金積立金は、3月補正で3億8,500万円となります。

第5期の事業計画にはグループホーム、特別養護老人ホームの建設を盛り込んでいきます。

施設介護サービス給付費の介護療養型は8人で、予算は年間で96件計上したなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、介護サービスが受けられなく、改善策が打ち出されていない。根本的な問題がある。認定制度の改善が要るとの反対討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第9号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成22年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、後期高齢者の保険料が5%上がった経緯は、医療費の伸びなどにより、愛知県の場合、合計で11.99%の増加になるところ、広域連合の剰余金17億円、県の財政安定化基金91億円を投入し、4.95%に抑制したものですとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、医療費がかかり保険料が払えなくなっている。県は剰余金を投入したが国は何もしなかった。さまざまな冷たい制度は廃止すべきであるとの反対討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第10号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 豊明市子ども医療費支給条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、対象人数は、小学校3年生までは約5,400人。4年生から6年生までは約2,000人ですとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論として、賛成する。小学校6年生までは病気になりやすい。生活が厳しいので、市は積極的に進めてほしい。

義務教育までは無料にしてほしい。小学校6年生までの無料は、子育てに大変重要な施策であるとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第20号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 豊明市休日診療所条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第21号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第7号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、総合福祉会館空調設備改修工事監理委託料、青い鳥保育園園舎耐震等改修工事監理委託料の算出基準は、改修工事費の割合で算出したとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論として、市職員に技術力があれば監理をやらなければならない。監理委託料は要らない。そういったことをやることを前提として賛成する。

減額分を国保会計へ手当てしたことは評価し、賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 23 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 24 号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 24 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 27 号 平成 21 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 27 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 30 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 30 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 31 号 平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 31 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.10 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.11 ○経済建設常任委員長(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、経済建設常任委員会に付託されました案件の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る3月12日午前10時より、経済建設常任委員会委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、付託されました全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

歳出の5款 労働費から7款 商工費までは款別に、8款 土木費については項別に区分して、理事者の説明の後、質疑に入り、討論については最後に一括して行いました。

初めに、5款 労働費の質疑に対する主な答弁としては、勤労会館の駐車場の借上料は、平方メートル当たり1,970円です。

労働事業の約1,600万円の減は、勤労者住宅資金預託金と勤労者住宅資金利子補給金がなくなったことが大きな要因です。

修繕料は、自動ドアなどの修繕を予定していますとの答弁がありました。

次に、6款 農林水産業費の質疑に対する主な答弁としては、地域用水環境整備事業負担金は、勅使池の散策路、橋梁などの護岸工事のためのものです。

米生産調整推進対策奨励費補助金の対象農家は1,061軒で、作付面積131ヘクタールとなります。

病虫害駆除補助金は、高品質米出荷奨励補助金に振りかわり、60キロ当たり100円になります。

次に、7款 商工費の質疑に対する主な答弁としては、桶狭間合戦450年の特別なイベントとして、NHKのど自慢の話がありましたが、条件が合わずできませんでした。

ひまわりバスの購入は、補助がつけば購入して、バス会社に預けたほうが安くなります。

購入は補助申請の審査がおりたら、購入手続に入りたい。

バス停の移動については、なるべく少なくしたいと思っています。

小規模事業指導補助金の内容は、局長の人件費は、県の補助金を除いた部分の全額を補助しています。その他の職員は、県の補助金を除いた部分の80%を補助しており、職員6名、パート4名です。

4月以降の古戦場まつりのPRの主要駅は、まだ決定していません。前後駅では一週間前にミニコンサートを開催するほか、商工会等による特産品の販売、市民団体による手づくり品の販売などを予定しています。

地域活動活性化事業費補助金は、がんばる商店街のLEDの街路灯補助として1,000万円、雇用対策事業131万円、その他に活性化事業に対して2分の1を補助します。

次に、8款1項 土木管理費、2項 道路橋梁費、3項 河川費に対する質疑はなく、4項 都市計画費の質疑に対する主な答弁としては、桜ヶ丘沓掛線の内山地区の土地取得は48.5%、全体としては23.3%となります。

市内の24公園を、財政状況を見ながら毎年1カ所ずつ、防災型公園にしていく予定です。

大原公園は、地元と3回懇談会を開催して、散策路、バックネット、防球ネットを、24年度までに整備していきます。

熊野豊明線は、24年1月に供用開始で進めているところで、1日7,000台の交通量を見込んでいます。

街路事業の樹木剪定・草刈委託料については、竹林は平方メートル当たり147円、草刈りはメートル当たり120円で積算しており、人件費、機械の償却費などを見込んでいます等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

賛成討論として、財政が厳しい中、桶狭間の合戦450年を記念した古戦場まつりや、桜ヶ丘沓掛線等の街路事業、防災型公園の推進など、市民の安全・安心の予算を組んでいただいた。機構改革で市民サービスが低下しないよう要望して、賛成とする。

立ち遅れている桜ヶ丘沓掛線の予算づけを近々にするよう要望して、賛成する等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成22年度豊明市下水道事業特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、下水道使用料の約3,100万円アップは、料金改定によるものです。

未接続による市の損害金については、約1,000軒で、月平均2,000円とすると、年間2,400万円の見込みとなります。

現在、名古屋市に委託しているのは、武待地区の一部で、件数は465件、今後は25件増えて490件となります。

下水道台帳整備委託は、データをデジタル化するもので、あと3～4年かかります等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく採決に入りました。

採決の結果、議案第3号 平成22年度豊明市下水道事業特別会計予算については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成22年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第7号 平成22年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成22年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、保守点検で、緊急時には有料駐車場機械保守点検等委託料の中で対応していきます。

豊明駅南の有料駐車場は6月末に工事が完了して、7月より賃貸契約を開始します。

使用料は月額6,000円を予定して、22年度分については25台分を想定し、76万5,000円を見込んでいます等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第8号 平成22年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 市道の路線廃止についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、附図の矢印三角のところが、廃止する時点での道路ですとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第14号 市道の路線廃止については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、路線番号3416号は行きどまり道路でありました。施主と市道栄203号への追加整備の設計協議をいたしまして、幅員5メートルの両側側溝つきで、工事完了後に寄附を受けるとのことです。

基本的に受け入れ要件を満たしていれば、受け入れ可能と考えています。

路線番号3415号のメリットは、地域住民にとって大原公園へのアクセスがよくなることでもあります等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第15号 市道の路線認定については、全会一致により原案のとおり

可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第7号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 23 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第7号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 25 号 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 25 号 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 28 号 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 28 号 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 29 号 平成 21 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 29 号 平成 21 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.12 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.13 ○議長(坂下勝保議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結します。

ここで 10 分間休憩といたします。

午前11時2分休憩

午前11時12分再開

No.14 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

討論・採決に入ります。

初めに、議案第1号から議案第10号までについては、平成22年度の当初予算でありますので一括して討論を行い、採決については各議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、平野敬祐議員。

No.15 ○10番(平野敬祐議員)

ご指名をいただきましたので、市政クラブを代表し、議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算と議案第2号から議案第10号の特別会計予算について、全議案賛成の立場で一括して討論を行います。

一般会計予算総額は177億2,000万円で、前年度比4.3%、7億3,800万円の増、特別会計を含み286億6,480万円、前年度比3.5%、9億8,090万円の増とのことであります。

ここ数年、減少もしくは横ばい傾向の一般会計予算の増は、数字上、政府の新規事業の子ども手当に起因するところが大きいと分析いたしております。

地域活性化・臨時交付金のきめ細かな臨交金事業と公共投資臨交金事業で小中学校耐震補強工事や保育園耐震補強、その他施設改修費、そして子ども医療費、通院年齢の拡大、熊野豊明線道路改良、各公園整備、さらに、その他市政クラブ予算要望の実現に努力をいただいたことは、まずもって評価申し上げるところであります。

さて、歳入であります。個人市民税は9.6%、4億4,000万円ほどの減収、法人市民税に至っては38.4%、2億円近い減収の見込みとなっております。経済不況のあおりは、なかなか回復の兆しを感じないところであります。

固定資産税と軽自動車税は増収見込みとしているものの、依然として厳しい財政状況にあります。軽自動車税の伸び予測は、節約志向によるものとされているようであります。

経済の低迷は、我が国が少子高齢化や工業生産品の国際競争力の衰えなど根本的な問題を抱える以上、特効薬を見い出すのはなかなか難しいと考える向きもございます。

明治維新や太平洋戦争以来の大改革として、例えば道州制の早期実現や市町村合併のさらなる進行など、小さくとも強い国を目指すことなどにあるのではないかと。

事業仕分けにしても、地方にも託すべきは託し、地方のなすべき仕事と国がなすべき仕事を分けることが不可欠のときに、今の国政はどんな国の将来像を模索しているのか疑問に思う毎日であります。

さて、本題であります。新規事業や主要事業について簡潔に申し上げます。

2款 総務費、上海万博参加団体謝礼 40 万円。愛知万博からはや5年であります。世界各国との交流を市民レベルで絶やさぬよう、機会あるごとに今後も支援すべきと考えます。

コミュニティ用備品購入費 260 万円は、新聞報道もございました。豊明が先進地として区や町内会を中心とした市民活動を後押ししていただきたい。

3款 民生費、障がい者相談支援センター開設、民生委員さんの増員などがありました。福祉社会の拡充を今後も積極的に進めていただきたい。

子ども医療費の小学校6年までの通院費無料化は 3,000 万円ほどの予算増となるが、中学校3年までを視野に入れ、近々に予算化を要望する。

子ども手当については、社会全体で子育てを支援しようという趣旨には賛同するものであるが、政府の財源措置の問題や、とりあえずのざる法で話にならない。与党民主党のマニフェストであるが、近年の経緯を見ると、選挙用としか判断できない状況である。恒久的な子育て応援資金として国民に理解されるよう大幅な改善を望む。

本年度予算は 13 億 9,000 万円で 10 カ月分、マニフェストの半額とのことである。来る平成 23 年度にもしこのまま全面実施をと見据えると、政府の無責任さがかいま見え、あきれられる状況である。

22 年度の当市負担額は1億 5,000 万円とのことだが、単純計算をすれば、23 年度の市負担額は3億円以上となり、日本中の自治体が悲鳴を上げる状況である。これを支えるのに配偶者控除や扶養控除の廃止を当てにする。それだけでも足りないのだが、これでは「コンクリートから人へ」ではなく、財源入れかえのまやかしに過ぎないし、それでも赤字が目に見えている。

後期高齢者医療制度にしても、廃止撤回ではなく、これも制度を少々いじる程度のような情報である。

これらもろもろが、政権をとることだけが目的の大ぶろしきだったと断言するものであるが、子育て家庭の支援に反対するものではない。

ほかにもありますが、予算の討論なのでやめておきます。

7款 商工費へ進みます。

ひまわりバスの買い換え、宝くじ助成金を財源に低排出ガス交通バリアフリー適合車の購入とのことであるが、特に私の住む南部市民には評判のよい事業であります。路線の見直しも含め、積極的に運用されるよう望みます。

桶狭間合戦 450 年は、市内に住む者には特段の節目ではないと感じている方も多いかもしれませんが、この知名度は日本全国に知れ渡る豊明の財産であります。冗談に「桶狭間市と市名称を変更すれば、豊明がどこに位置するかすぐ理解していただける」というお話もございます。この 450 年を一つの踏み台とし、全市一丸となって、歴史のまち豊明を売り込むべしと考えるところであります。

特に駿府の守護大名、名君今川義元公最後の1日が沓掛城から桶狭間山までであったこと、また尾張の守護代、若武者織田信長天下取りの初日となった永禄3年5月19日、新暦6月12日は、中世日本の歴史的1日であったことは紛れもないことであり、その舞台がここ桶狭間であり、豊明であります。

命運を分けたのは何かをあれこれ推理することなどは、歴史マニアの永遠のテーマであり、桶狭間はまつりとしてその日1日だけでなく、通年魅力的であります。歴史をかんがみるに、合戦、その後の史実を含め、市内の観光資源を今後も発掘、整備していただきたい。

商工会の皆さんの取り組みは斬新なものもあり、実行に移す、具現化するというところで期待を申し上げます。

広く商工業者の皆さんや市民の意識をいま一度目覚めさせる1年となるよう、行政の努力を一層期待します。

商工会街路灯のLED照明改修も、環境時代の先駆的事業と大いに期待します。

8款 土木費、大原公園の整備予算がございます。大蔵池公園、落合公園とともに南部の大型公園として、市民の皆様にもますます喜んでいただける公園にと改修を願います。

勅使池、大狭間池改修などの進捗も期待します。

下水道は文化のバロメーターと言われましたが、公園整備、環境保全など都市景観の整備こそ、先進都市の目指すものと考えております。

防災型公園の改修は、中ノ坪公園とのことです。市内公園を順次、まさかのときに対応できるよう、今後の進捗を期待します。

熊野豊明線の早期供用を期待します。24年1月の予定とのことでありますが、交通形態の変化などにも対応し、信号機設置一つにしても、近隣の新たな課題を予測し、市民、そして中京競馬場利用者などに配慮していただきたい。

9款 消防費、消防団への可搬ポンプ配備。各消防団へ画一配備は議論があるようだが、消防力について東海・東南海地震等、万が一の事態を考えると、各地元で活躍する消防団に拡充は必要と考えるものであります。順次お願いいたします。

防火水槽設置にしても、安全・安心が住民の第一の願いであり、こちらも全地域に順次計画を絶やさず実行していただきたい。

10款 教育費、ポルトガル語通訳者については、他の款にも増員の説明がありました。日本語と日本での暮らし、マナーの教育も含み、外国人や日系帰国者の生活支援に役立てていただきたい。

豊明中学校への防犯カメラの設置については、諸手を挙げて喜ぶ施策ではありませんが、善良な市民や子どもたちの安全・安心を優先するには、やむを得ない事業であります。

昔は、「悪いことをすると神様仏様が見ているぞ」と祖父や祖母に戒められたものでありますが、これからは防犯カメラかと思うと寂しい限りではあります。

個人情報には十分留意し、近隣住民の不安材料とならぬよう配慮し、遂行を願います。
さて、沓掛中学校の校舎の予算であります、これは、我々市政クラブにおいても異論が続出した予算であります。

中長期の計画はなかったのか、当局には改めて反省を促すべき事案であります。現場の緊急性を考え、最低限プレハブでも予算化は必要との結論で賛成いたしますが、これまで多くの当会派議員が指摘しましたように、新年度予算措置をいま一度検討、可能な限りの配慮を強く要望を付しての賛成であります。

以上、一般会計とし、長期継続契約を活用し、中身は同等もしくはそれ以上、予算は軽くという予算節減は今後も進められるべしとし、さらに言及するに、委託費や一部特殊契約に、一般からすると理解しにくい予算もまだまだあるようで、特殊ゆえに高額な予算は、説明責任を追及する場面を今後も時々創設されることになろうと思えます。心して事業展開をしていただくよう願います。

特別会計では、国民健康保険の出産一時金の増額、墓園事業の勅使墓園造成工事設計委託料、有料駐車場特別会計の豊明駅南市営駐車場整備事業などが新規事業とされていますが、市民の目線として事業予算の無駄徹底排除などを厳しく吟味しながら、相羽市政4年目の予算を堅実に執行していただくよう、切に願います。

機構改革による大幅な人事異動も発表されました。退職される皆さんには心よりねぎらいを申し上げ、また責任あるそれぞれの部署へ昇進、配属された皆さんの活躍を期待し、議案第1号より第10号の討論を終わります。

No.16 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、松山廣見議員。

No.17 ○13番(松山廣見議員)

議長のお許しを得ましたので、平成22年度一般会計及び各特別会計の当初予算案について、公明党市議団を代表して賛成の立場で討論をいたします。

現在の経済社会情勢は、一昨年の金融危機以来の景気低迷、雇用不安など出口の見えない状況であり、さらにトヨタ自動車のリコール問題が発生し、この愛知県にも大きな影響が出る懸念されております。

また、政権交替により国の施策も大きく変化している中の、不透明な状況での予算編成でありました。

一般会計では、昨年より7億円余の増額予算となっておりますが、これは子ども手当の創設によるもので、実質的にはマイナスというものであります。いろいろな面で苦渋の選択をされ、英断された部分が多々見られますし、経常経費の節減にも努力の跡が見られます。

歳入面では、市税が昨年は3.2%、3億円余の減額予算でありましたが、本予算も

4.9%、5億円弱の減少計上となっております。通例期の約1割減という厳しい状況であり、この不足分を臨時財政対策債で補うという内容であります。

結論的には、やむを得ないものと判断しますが、これによりプライマリーバランスの維持が困難となりますが、施政方針の中でもこのことに触れられており、十分留意していただきたいと思っております。

また、基金のやり繰りについても、来年度以降の財源確保のために工夫をしておりますが、将来を見据えた財政運営と行政改革に今後とも取り組まれることを求めています。

また、財源確保には相羽市長みずから足を運んでいるとの答弁もありましたが、職員一人ひとりが認識を持って取り組んでいただきたいと思っております。

ただ、現在は景気低迷の中、個人所得は減少しており、市税の収納や各種施策の中で、本当に生活に困っている方に対しては、分納、納税猶予や減免など心の通う対応を期待するところであります。

歳出面であります。財政状況が厳しい中、子ども医療費の拡大が図られました。小学3年生が6年生まで無料化が図られます。相羽市長の大きな施策が実現を見たわけですが、少子化対策としてこの所得減少の中、子育て世代の経済的、精神的な負担軽減につながりますので、大いに評価するものであります。

また、相羽市長が就任されて、公共施設、学校、保育園の耐震化が推進されました。一昨年は中国で、今年はチリで大地震が発生し、大きな被害が発生しております。本市も地震防災対策強化地域に指定され、施設の耐震化は喫緊の施策であります。この予算では7件、6億円余の予算が計上されておりますが、国においては、この耐震化補助金を大幅に減額しており、本市の耐震化計画に支障を及ぼすのではないかと危惧されるところでありますので、補助金確保に全力で取り組んでいただきたいと思っております。

次に、市民の健康診断の関係であります。国保会計も含め、各種の健康診断を実施しております。今年度からメタボリックシンドロームの関係や、子宮頸がんや乳がんの無料検診なども実施されましたが、全体に受診率が低いことが懸念されます。

PRにも努めていることは認めますが、対象者の個人的な事情もあると思っております。せっかくの機会でありますので、多くの方に受診していただけるよう工夫を願うものであります。

次に、消防関係ですが、この予算に消防無線の調査費が計上されております。これは、消防指令の広域での共同運用を目指したものと認識しておりますが、消防施設が新築されてから既に10年余りを経ており、無線設備の老朽化に向けた対応、デジタル化への対応が必要になってきます。

特に指令台は高額な設備であり、人員の効率化にもなりますので、ぜひ関係市町村で十分話し合い、検討されて、共同運用ができるよう期待するものであります。

次に、特別会計の財政問題であります。特に一般会計からの繰り出しの問題であります。

本来であれば、法定繰り入れを別にして各会計ごとに財政計画を立てて適正化を図る必要があります。この予算では、国保会計への繰り出しが1億円余増加しておりますし、後期高齢者医療制度については、国において見直しの動きもあります。現在の社会情勢から、国保への加入者の増加、特に低所得層の方ではと推察することもできるわけですから、税率等の改正とかは避けるべきで、当面は繰出金の立案を検討されるよう要望しておきます。

次に、市内企業、商店等の公共事業の受注機会の拡大についてであります。

この問題は、昨年も討論で要望したところであり、緊急経済対策の一環で学校や保育園への各種備品購入など、努力されています。

いまだ市内小事業者の経営は苦しく、また桶狭間の戦い450年事業にあわせて商工会でも活性化等を企画されているようですが、引き続いて市内小事業者の受注機会の拡大に努められるよう要望しておきます。

最後に、昨年来、市長など三役、管理職員の手当カットが継続され、この4月からは人員の減少に伴い機構も改革されるわけですが、サービスの低下、仕事上のミスが発生源にならないよう十分留意して進められるよう要望して、議案第1号から第10号までの賛成討論といたします。

No.18 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.19 ○22番(前山美恵子議員)

議案第1号 一般会計、第2号 国民健康保険特別会計、第9号 介護保険特別会計、第10号 後期高齢者医療特別会計の各特別会計に反対の討論をし、その他は賛成といたします。

まず、平成22年度一般会計予算について反対の討論をします。

鳩山内閣の発足後、初めて編成した政府予算は、これまでの自公政権の政治とどう変わったのか問われる予算です。同時に、一昨年以来の経済危機で世界各国では持ち直しが見られる中、日本だけは二番底が心配されるように、ますます深刻化する経済情勢のもとで編成された予算と言えます。

政府の経済見通しでも、相変わらずデフレ状態が続くとし、失業の長期化によって生活の不安は昨年以上に高まってくると予測され、来年度予算がこうした状況にこたえるものになっているかどうか問われてまいります。

来年度の予算は、部分的ではありますが、国民の要求を反映したものとして、生活保護の母子加算の復活や高校授業料の実質無償化、父子家庭の児童扶養手当支給などは前進しましたが、今日の経済危機を打開し、国民の暮らしを守るという点から見て、極めて不十分と言えます。

また、無駄を削ると言って事業仕分けを大々的に実施しながら、結局は軍事費や大企業、大資産家などの優遇策は温存され、その結果として、予算については巨額の国債発行と埋蔵金に依存することになりました。将来に大きなツケを残した状態です。

さて、この政府予算が地方行財政と住民にとってどういう内容か見ていく必要がありますが、まず地方交付税が 1.1 兆円増額と、あたかも大幅増額かのように報道されていますが、その大部分を占めるのは、地域活性化・雇用等臨時特例費の名目で別枠加算であります。

それでも財源不足が 18 兆円もあり、この穴埋めは臨時財政対策債でされており、過去最高の 7.7 兆円も発行されました。この臨時財政対策債は、言うまでもなく借金であって、その元利償還は後年度の交付税で措置することになり、交付税の先食いをしている状態が続いているのです。この点では、きちんと国の責任で補償すべきであります。

国との関係では、学校校舎の耐震化の予算が、概算要求段階の半分以下にされました。子どもの命や住民の安全にかかわる緊急の課題の先送りは許されないことを指摘しておきます。

こうした中で、豊明市の予算が今日の経済危機のもと、国の悪政から市民の雇用、暮らしを守る防波堤の予算になったのでしょうか。

そこで、歳出について申し上げます。

第1に、本市は団塊世代の大量退職を迎え、機構改革を行い職員定数を削減することから、一人ひとりの職員の仕事量が大幅に増加すると思われれます。にもかかわらず、このところ給与関係費が引き下げられ続けてきました。これで市民のために職員が力を発揮することができるのでしょうか。

一般職員の定数削減はこの間、小泉改革の一環として集中改革プランが強要され、職員の削減が強引に進められてきました。本来なら集中改革プランは 2009 年度で終了するはずであり、10 年度以降も削減することは問題です。

もともと日本の地方公務員は、欧米諸国と比較をしても半分ぐらいと極端に少ないのが現状であり、これをさらに削減していくことは、福祉、教育、消防など住民生活に不可欠な分野が大きく弱体化することは目に見えてきます。

今必要なのは、公務員が憲法の規定に基づいて本当に住民の権利保障のために奉仕できるような体制をつくっていくことが必要であります。そのため、集中改革プランは取りやめるべきです。

第2に、国民投票関係で、投票人名簿調整システム構築の予算が計上されました。国民投票法が成立をしたとき、3年以内に 18 歳投票権者規定に伴う見直しで関連法令、民法、公選法など法律、政令、省令合わせて 308 件の見直しが必要でありましたが、その改正のめどが立っていない中、5月 14 日には構築を終えるとのことであります。

法整備が進まないのも、総務省は国民投票を 20 歳以上でも実施できるような準備をしています。20 歳として施行することは、法制定時の提案者の主張を無視する行為にな

り、強引な調整システム構築に向けて大きな矛盾が深まりました。税金の無駄遣いと言わざるを得ません。

第3に、収納関係で、コンビニ収納については以前から指摘をしてきましたが、個人の財産や所得などの個人情報漏れるのではないかという点については心配されるどころであり、また庶民のささやかな節税対策であった前納報奨金が廃止をされました。

第4に、米個別補償モデル事業や水田利活用持久力向上事業が始まりましたが、交付対象が限定されていることや、定額部分が全国一律という条件等々の問題が出ており、これで農家の経営が守られることは難しく、さらなる対策が必要であります。

第5に、自公政権が進めた構造改革路線から受けたさまざまな福祉の後退や負担増は改善をされず、社会的弱者と言われる障がい者や高齢者の生活は改善をされず、苦しいままであります。

さて、本市では厳しい財政運営を強いられる中、来年度では、子どもの医療費無料制度で通院について小学校6年生まで無料化することになりました。我が党も拡充に向けて運動をしてきたところです。若い家族に喜ばれることと思います。

また、コミュニティー備品貸出事業、病児・病後児保育の拡充、障がい者相談センターの開設、教育相談事業等々、厳しい予算の中、当局が知恵を出し拡充された点については、評価をしたいと思います。

次に、議案第2号 国民健康保険特別会計について反対討論をいたします。

自公政権の置き土産、高過ぎる国保税が引き続き住民を苦しめています。滞納を理由に短期保険証に切りかわり、窓口にとめ置きにされている問題も出ています。

そのような中で、国保税を来年度も据え置きにされました点については評価をしたいと思います。

国保については、国が国庫負担金を大幅に削減してきた経過や、調整交付金でペナルティーを課してきた責任は大きく、そこから住民は払えないほど高過ぎる国保税に苦しめられているのですから、抜本的な改善が求められるところです。

ところが国は、減免制度で改善策を幾つか打ち出してきました。長年の住民運動で、少しずつですが国を動かしてきた結果とも言えます。しかし抜本的な解決策ではなく、国庫負担率を引き上げるべきです。

本市の努力には評価をしますが、依然として高過ぎる国保税が住民を苦しめている制度として、賛成することはできません。

議案第9号 介護保険特別会計について反対討論をします。

介護の社会化、介護を社会で支えようと始まった介護保険は、第4期の2年目に入ります。しかし前年からの新たな認定基準が導入され、コンピューター判定に重きが置かれ、第2次判定で変更が困難になるなど、全体として軽度判定が促進される内容になりました。

利用者の状態が改善されないにもかかわらず、軽度判定される仕組みになったのに、若

干の手直しで本格実施された結果から、施設を退所しなければならない高齢者や、限度額を超えて利用料が払えないなどの問題が出ているのではないのでしょうか。

高齢者の貧困の問題が介護保険に影響を及ぼし、老老介護や施設に入れられない待機者の問題、保険料の滞納の問題、十分なサービスが受けられない等々、高齢者を苦しめている制度の抜本的な改善が必要であり、反対といたします。

議案第 10 号 後期高齢者医療特別会計に反対の討論をします。

75 歳で今まで加入していた医療保険を脱退させられ、高齢者だけの医療保険が国民の怒りを買って、民主党政権が誕生し、選挙のマニフェストで廃止が打ち出されました。しかし廃止は4年先送りにされ、それまで現行制度を存続させる方針になりましたが、この先送りにされた関係で、かねてより我が党が指摘をしていたように、高齢者の人口や給付の増加から、保険料が自動的に引き上がる仕組みが鮮明になってきました。

その関係で民主党政権は、保険料の増加分は国庫補助を行う旨の通知を自治体に出していたのですが、この財政措置が、2009 年度の補正予算にも 2010 年度の予算にも入れられていなかったことが明らかになりました。

そこで、結果的に今年の4月から愛知広域連合では 11.99%の値上げが見込まれましたが、広域連合の余剰金の充当や、財政安定化基金を活用して、引上率を 4.95%に抑えることになりました。

しかし、広域連合の余剰金の充当とは、高齢者から取り立てた保険料や保険財政の余剰金です。財政安定化基金は、低所得者への保険料軽減のために自治体の公費などを積み立てた基金です。

政権は一銭も負担をしていないわけであり、余りに無責任と言わざるを得ません。即刻廃止すべきで、反対といたします。

以上です。

No.20 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.21 ○14番(榊原杏子議員)

2010 年度予算について、市政改革の会を代表し討論をいたします。

初めに、一般会計についてです。

歳入の状況についてざっと述べますと、不況の影響で市税が4億 9,400 万円の減、基金残高が少ないために繰り入れが2億 9,000 万円の減と、合わせて前年と比べて7億 8,400 万円の減収が目につきます。

しかし、その一方で前年と比べてプラスになるものも多くあり、大きなものを拾っていくと、国からの交付税、交付金等については、一部減ったものもありますが、地方交付税、特例交付金の伸びにより相殺され、1億 9,800 万円の増。

借金である臨時財政対策債は、新たに2億 2,000 万円増やし、先の 12 月補正で次の予算のために、いわば前倒しで借りておいた1億 1,000 万円と合わせると、実質前年より3億 3,000 万円分の余裕を持たせています。

この3月補正においては、国から臨時交付金で2億 1,500 万円が交付され、次年度以降に行う予定だった事業にも充てることができますし、同じく3月補正にある名古屋競馬からいただいた寄附金 3,000 万円も、実質的には次年度負担の軽減につながります。

使い道に制限があるとはいえ、県から緊急雇用の補助金も 6,500 万円入ってきますし、ひまわりバスの購入に際しては、宝くじ助成金として 3,900 万円をいただくことになりました。

義務的な支出のうち人件費については、共済費の増と相殺しても1億 1,900 万円ほど減りますし、公債費も 2,400 万円ほど減っています。

以上のものを合算してみると 10 億 2,000 万円となり、先に述べた減収分の7億 8,400 万円と比べてもプラス要因のほうが2億 3,600 万円も大きいことになり、これは臨時財政対策債を増やした分の2億 2,000 万円をも上回ります。

つまり、前年に比べ税収も減り、財政難には変わりはないものの、臨時収入などが多くて助かった部分が多い。だけれども借金は増やしたという状態になっています。

市長は、施政方針において、基金が枯渇に近い状況、財源不足を補うのに基金や市債に頼る財源確保は、将来の財政運営に向けて限界がある。パラダイムシフト、発想の転換が求められている。すべての事業の総点検を行い、歳出を抑制する必要があるなどと述べられましたが、事業評価など内部検討によって新たに廃止した事業を見ると、ごみゼロの3カ所 66 万 9,000 円、新築記念樹 21 万円など、額としては小さいものばかりで、ずっと取り組んできた経常経費の削減についても、目標を 500 万円としながらも特に指示はせず、各課が出したものを積み上げてみたら結果として 400 万円になったなど、その姿勢には疑問を感じました。

大きな事業の見直しには手がついたとは言えず、検討をされた形跡も余りなく、これでは、単に将来に向けた不安を述べただけになってしまいます。

毎年の予算編成には大変なご苦労があることと拝察いたしておりますが、今回に関しては、臨時収入に助けられた分、やや危機感に欠けたのではないかと、残念に思うところです。

これまでも、予算の重点化、事業の取捨選択と何度も言われてきました。取るほうはともかく、捨てるほう、何をやめていくかについて、市民と話し合った上で決めていく時代が来ています。

既に計画されている大型の事業をやめたり先送りするには、大変な労力を使うものですが、コンクリートから人へという流れに沿いながら財政の立て直しを図っていくためには、避けて通れない道ですから、臨時収入に甘えることなく、本格的に検討をしていただきたいと思います。

さて、歳出については、子ども医療費の助成拡大、小中学校耐震化工事のさらなる前倒し実施、不登校対策としてホームフレンドやカウンセラー、適応指導専門医の配置、緊急雇用を活用した学校や保育園の環境整備、病児・病後児保育の拡充など、主に子どもに関連した新しい事業に多く取り組んだ点は、評価をするところです。

そのほかのものについてもですが、新しい事業に取り組む際には、数値目標を立てられるものはなるべく立てて実行をし、チェックをしながら行っていただきたいと思います。

緊急雇用で行う事業については、補助がなくなったらそれで終わりではなく、どのように継続していくのかよく考えておいていただきたいと思います。

問題点として指摘をしておかなければならないのは、まずは行革について、第5次行革の第2次アクションプランについては、次年度から3年間の計画であります。案についてパブリックコメントを募集していたり、行革推進委員会に諮問している最中にもかかわらず、既に予算計上をされているものが多数ありました。

市民の意見を聞くのはポーズだけかとも思われる行為ですので、予算計上のルールやパブコメ、諮問の時期を見直すなどの改善を強く求めます。

労働者対策について、生活保護の就労支援員の配置については、求めてきたものであり、評価をいたしますが、厳しい雇用情勢が続く中、労働費は住宅資金利子補給事業の終了により大幅減額となり、かわりに新たな事業を展開するなどの工夫が見られませんでした。就労対策は市民の生活の安定のために大変重要であるにもかかわらず、市の役割としてとらえていないように見え、残念であります。

長期継続契約に役務の提供が加わり、これまでばらばらに随意契約をされていた施設の警備などの委託が、ある程度まとめて入札にかかる方針とのことで、それについては結構ですが、契約時期については、委員会でも山盛議員が指摘をしましており、6月からスタートのものが多くなっています。そもそも4月1日に役務の提供をスムーズに開始するために、長期継続契約では事前に準備をできるようになっているのに、毎年4月に契約できていたものまで6月に送られており、不自然に思います。混乱なくスタートができるように努力をいただきたいと思います。

関連して、文化会館については、次年度末の3月から音響改修のための工事に入る予定が周知されているにもかかわらず、当初予算に計上がなく、聞くと、長期継続契約を予定しているの、2011年度予算に載ってくるのお答えでありました。

しかし、長期継続契約の前倒しが許されるのは、人材の教育などのあくまで準備行為に限られ、工事は準備行為ではありません。また議会の議決を経ないまま工事をされることにもなり、問題があります。

委員会において、補正予算での対応を検討される旨の答弁がありましたので、これについては対応を注視しますが、今後同様のことが起こらないように注意をしていただきたいと思います。

沓掛中学校の教室不足によるプレハブの借り上げについては、本会議、委員会の質疑

を通して、教室数の不足が判明したのはさも昨年急にであったかのように言われましたが、学校のほうに後から確認しましたところ、4～5年前には既に不足を予測し、校舎を要望してきたということでありました。

プレハブ校舎は、勉強するのに快適な環境とは言いづらい上、5年間で約9,000万円の借り上げ契約となっておりますが、リース終了後にも教室不足が解消しないことも見込まれ、その場合にはさらなる費用負担が発生し、仮設ではない鉄筋等の施設を建てるのと費用面でも大きな差がなくなってまいります。

教育委員会においても、恒久的施設が必要との判断が示されていることですから、今後の生徒数の社会増や少人数クラスの今後の方向性なども踏まえ、教室数をいま一度適切に見極めた上で、恒久的施設の建設に向けてかじを切り直す必要を感じています。

なお、今述べました沓掛中学校のプレハブ借り上げと文化会館の音響改修工事の予算計上の2点の問題に加えて、小中学校の準要保護就学援助費につきましては、不況による貧困と格差拡大から子どもたちの学びを守るため、2008年から切り下げている準要保護基準をもとに戻して増額するようという3点について当局に組み替えを求めるため、総務文教常任委員会におきまして山盛議員が予算の組み替えを求める動議を提出しましたが、他の委員の賛同を得られず否決をされております。

このことも踏まえ、総合的に次年度予算のうち第1号 一般会計については、問題が多く賛成することはできかねるという判断に至りましたので、反対といたします。

特別会計については、第8号 有料駐車場事業特別会計と第10号 後期高齢者医療特別会計について反対とし、その他は賛成といたします。

まず、有料駐車場につきましては、新たに豊明駅南に月極駐車場48台を整備し、その半年分の収入のうちの一部を見込んでおりますが、それを加味しても使用料収入が減額となっております。

前後駅南の利用を促進するために、これまでたびたび料金や時間の変更を行ってまいりましたが、残念ながら実りがありません。

また、減収傾向を察知しながらも経営改善のための新たな取り組みがなく、この会計には賛成することができません。

後期高齢者医療につきましては、2年が経過し、予測どおり愛知県では保険料が値上げとなってしまいました。

当市の国保と比較すると、軽減によって低収入の方には安くなっていますが、値上げになることには変わりなく、また高収入とも言えない年金250万円程度の世帯では、逆転して国保よりも高くなってしまい、高齢者の負担増となってしまうことは、制度そのものの問題であるとはいえ、賛成することはできません。

反対のもの以外では、国民健康保険特別会計について、加入者は増える見込みであるのに、保険税は減る見込みとなっております。経済雇用情勢の悪化によって、国保加入者の中には離職者、低所得者の割合が多くなっていることをあらわしており、皆保険制度の

最後のとりでとしての社会保障的役割がますます重要になっています。

この状況をよく認識し、医療のとりでを守る意識を持って、繰り入れを増やしても値上げは行わないように要望します。

介護保険については1点、いきいきサービスについて1回300円と有料化されますが、質疑を通じ、収入のあった部分については地域支援事業交付金が減額される、つまり無料であってもその分は交付をされるので、市の財政負担は変わらない、にもかかわらず有料と設定されたことを確認しました。

この余り意味のない有料化によって利用控えなどが起こっては、本末転倒もはなはだし
いことになります。減免制度も設けられるということで、この1点をもって反対とはしませんが、有料化による弊害があらわれた場合には、即刻この方針を転換するように求めておきます。

以上で討論を終わります。

No.22 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.23 ○6番(杉浦光男議員)

黎明を代表して、議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算及び議案第2号から議案第10号までの特別会計予算につき、一括して賛成の立場で討論します。

我が国の経済情勢は、世界的な景気後退の中、厳しい状況が継続しており、政府が実施した緊急経済対策事業の成果に期待もしているところであります。

そうした社会背景の中、来る平成22年度は、豊明市第4次総合計画の前期を締めくくる重要な年であります。

そこで、市民生活の安全・安心を重点に、「人・自然・文化ほほえむ安心都市」を目指した本予算について我々は質疑を行い、検証してきました。

平成22年度一般会計予算の財政規模は177億2,000万円であり、平成21年度の予算額に比べて7億3,800万円の増額となっております。

しかし内容を見ますと、平成22年度に限られた執行経費、例えば5年ごとに行われる国勢調査や参議院選挙等の各種選挙執行費などが計上されており、子ども手当では、今までの児童手当に比べて予算上9億円増額となっております。

これを単純に計算すれば、予算総額7億円増額となっておりますが、子ども手当の9億円の増額で、実質としては前年よりも2億円の減額であり、厳しい予算と言わざるを得ません。

つまり、歳入を分析すれば、その根幹である市税は前年に比べて約5億円減っており、その減収分を地方交付税の増額2億5,000万円と臨時財政対策債の増額2億2,000万円余で賄っていることとなります。

このように税収が大幅に落ち込み厳しい財政状況の中、市債の借入れをできる限り抑え、やり繰りした予算と評価します。

このような状況の中、少子高齢化社会の医療や介護福祉の大きな流れ、また重点施策である学校施設を含む公共施設の耐震化に対して取り組むことが最も重要なことです。そのことを踏まえて、歳出予算について数点意見を述べていきます。

初めに、生命、身体、財産に直接かかわる防災対策についてであります。小中学校校舎及び保育園の耐震工事について、平成 22 年度は豊明市公共施設耐震化整備実施計画で計画した小学校校舎は、栄、双峰、三崎、館、中央の5校、中学校校舎は豊明中、中学校屋内運動場は栄中の1校ずつ予算計上したことは当然であります。厳しい財政状況から見ると一定の評価をいたします。

なお、計画では教育施設、保育園は平成 24 年度に耐震化すべてを完了することになっていきますので、この計画を最優先して早期実現に努めることを強く要望します。

次に、社会福祉関係について見てみますと、子ども医療費助成の無料化通院年齢が小学校3年生から小学校6年生まで拡大したことは、子育て世代の負担軽減策として大いに評価いたします。

また、国の平成 21 年度補正予算に盛り込まれた子宮頸がん和乳がん検診の一定年齢の方への検診の無料クーポン券の配布事業を、平成 22 年度において継続させることについては、受診促進、がんの早期発見及び健康意識の普及及び啓発の観点から評価します。

続いて、障害者自立支援法に基づく相談支援事業について、総合福祉会館に豊明市障がい者相談支援センターを開設することについて、市民が安心して相談できる機会の提供ということで評価いたします。

次に、教育関係については、少人数指導、専科指導、日本語指導、特別支援など、それらの指導については多面的なものであります。

その中でホームフレンド事業、スクールカウンセラー事業や適応指導専門医相談事業などの教育相談事業の充実や、小中学校英語指導者の増員など、教育を取り巻く社会状況の変化に対応した予算編成が見られ、評価をいたします。今後、より一層の充実を求めるものでもあります。

次に、特別会計ですが、下水道事業特別会計については、使用料の収益増が約 3,100 万円見込まれ、使用料の改定による増額分は平準化額として1億円となります。これらの財務改善に期待いたしますが、使用料の値上げは市民負担となり、与える影響は多大でありますので、当然ですが、今後とも歳出削減に努め、独立採算制に向け引き続きの努力を期待いたします。

なお、すべての特別会計は、独立採算制を原則に自主運営ができるように、基準外繰り入れに対しては安易に一般会計から繰り出しを求めることなく、委託料、人件費などの歳出の見直しを図り、市民への負担を求める場合は、市民が納得できることが当然必要で

あることを条件といたします。

今後とも、市民の安定した生活と暮らしを守っていくよう、さまざまな課題に積極的に取り組み、鋭意努力していただきたいと思えます。

最後に、各事業についてはおおむね満足しており、一定の評価をして、賛成の討論といたします。

以上です。

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

初めに、議案第1号について採決を行います。

議案第1号に係る各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.25 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議案第1号は各委員長報告のとおり可決されました。

(議長の声あり)

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

平野龍司議員。

No.27 ○7番(平野龍司議員)

ただいま可決されました議案第1号 豊明市一般会計予算について、附帯決議を提出したいと思えますので、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

ただいま、議案第1号に対する附帯決議案の提出の動議が出ましたが、当初予算の採決後に文書にて提出を願いたいと思えます。

採決を続けます。

続いて、議案第2号について採決を行います。

議案第2号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.29 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号について採決を行います。

議案第3号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.30 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第4号について採決を行います。

議案第4号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.31 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第5号について採決を行います。

議案第5号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.32 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第6号について採決を行います。

議案第6号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.33 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第7号について採決を行います。

議案第7号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第8号について採決を行います。
議案第8号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.35 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第9号について採決を行います。
議案第9号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第10号について採決を行います。
議案第10号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.37 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。
ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午後零時14分休憩

午後1時38分再開

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。
休憩中にお手元に配付いたしましたとおり、決議案第1号が追加提案され、その取り扱いについて議会運営委員会でご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。
山田英明議会運営委員長。

No.39 ○議会運営委員長(山田英明議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告を申し上げます。

先ほど、休憩中に開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付されておりますとおり、決議案第1号の提出がありましたので、その取り扱いについて協議をした結果、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

なお、決議案の取り扱いにつきましては、提出者の提案説明の後、決議案の審査のため暫時、休憩といたします。

本会議再開後、質疑及び委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま報告されましたとおり、決議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.41 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

平野龍司議員、登壇にて説明をお願いします。

No.42 ○7番(平野龍司議員)

議長のご指名でございますので、附帯決議案の提案理由の説明をさせていただきます。お手元に決議案を配付させていただきましたので、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算に対する附帯決議。

平成22年度豊明市一般会計予算中、10款 教育費、3項 中学校費、3目 学校建設費については、当該中学校の生徒数増加による教室不足に対応するためプレハブ校舎の建設が提案されたものである。

プレハブ校舎の建設は、5年間にわたる借り上げ方式であり、初年度に借上料の一部と設計委託料が今定例会に予算計上されたものである。

しかしながら、プレハブ校舎の特性ゆえに空調機の設備も必要となり、さらには、当初予定の5年間を経過後も引き続き、継続借上げが必要となる可能性が大きいいため、借上げ費用の総額と恒久的な施設の建設に要する総費用を勘案した場合、恒久的な施設建設を再検討すべきと考える。

さらには、年度途中での教室借上げという手続きにも疑念が残る。

子どもたちに良好な教育環境を提供するという観点から、次の2項目について検討し、ともに条件を満たせば恒久的な施設の建設へ転換すべきと考える。

1) 恒久的な施設建設に必要な財源の確保が可能か

2) 平成 22 年度中に工事を完了し、平成 23 年4月からの供用開始が可能か

以上の2項目を満たせない場合は、プレハブ校舎借上げも止むを得ないと判断するものである。

市民の利益という面からも、議会と綿密な連携をとりながら、将来に憂いを残さぬよう慎重に再検討を行うことが必要である。

よって、今般提案のあった下記事業予算の執行を、再検討結果が得られるまでの間、保留することを求める。

記

平成 22 年度豊明市一般会計予算

10 款 教育費

3 項 中学校費

3 目 学校建設費

(中学校校舎等建設事業)

13 節 委託料	4,991 千
	円

14 節 使用料及び賃借料	10,511 千
	円

以上、決議する。

平成 22 年3月 23 日

愛知県豊明市議会

議員各位の賛同をお願い申し上げます、提案理由といたします。

No.43 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま説明のありました決議案につきましては、慎重審議が必要な

ため、暫時、休憩といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.44 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、暫時、休憩といたします。

午後1時45分休憩

午後2時4分再開

No.45 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

本案は決議案でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

決議案第1号について討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.46 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、平成22年度豊明市一般会計予算に対する附帯決議について、賛成の立場で討論いたします。

プレハブ校舎の件につきましては、午前中の榊原議員の一般会計の討論の中でも申し上げましたとおり、リース期間の終了後も教室不足が解消されない可能性が高いこと、再リースとなればプレハブに要する費用と建設費のほとんど差がなくなることが見込まれること、また少人数学級を進めるなど、教育の質の向上のためには私たちは十分なる予算を投入すべきだという考え方を持っておりますので、恒久的な施設の建設をすべきだという予算の組み替え動議を提出させていただきました。

先ほど提出されました附帯決議の中にも、恒久的な施設建設を再検討すべきと考える、子どもたちに良好な教育環境を提供するという観点であると記されておりまして、私たちの考えとかなり近いものがあるというふうに理解をしております。

ただ、この附帯決議の条件といたしまして、2つ挙げられております。

財源が確保できればやってもよろしい。もう一つは、22年度中に工事が完了し、23年の4月から供用開始ができるときだけですよ、というふうに条件をつけているわけですが、私たちはどちらかと言えば、恒久的な施設が必要だというふうに考えるのであれば、簡易なプレハブと並行して事業を検討していくこともいいのではないかという考え方を持っております。

いずれにしても、最良の方法を導いてもらえば、私たちに異論はございません。市に再

検討を求めるといふ立場については、同様の考え方であるということをお伝えしておきます。

22年度、今既に教室は不足していて、特別教室をつぶして使用しているということ、現場から確認いたしました。

22年度の当初から1年生は8クラスになるようであり、この不足分をどうするのか、これは大きな問題でありますので、そのことを考慮しての検討を要望しておきたいと思っております。

それから補助金、それから起債の可能性についても、十分な検討が必要だと考えます。

また、恒久的な施設を建設するというふうには決定した場合には、その教室数を幾つにするのか、それについても重要な部分だと考えます。

財政と調整を図りながらも、早急に検討をし、方針を固め、補正予算等をきちっとつくられまして、議会のほうに提案していただきたいと、そのようなことを添えて賛成といたします。

No.47 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.48 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

決議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.49 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第14号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.50 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第15号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 16 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 16 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 17 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 17 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 18 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 18 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.54 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 19 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 19 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 20 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。
す。

初めに、山田英明議員。

No.56 ○8番(山田英明議員)

議長よりご指名をいただきましたので、議案第 20 号 豊明市子ども医療費支給条例の一部改正についてを、市政クラブを代表し賛成の立場で討論をいたします。

議案第1号において、平成 22 年度一般会計予算が可決され、その中に政府与党・民主党の政策で子ども手当支給事業がありました。

豊明市に約1億 5,200 万円の負担事業となり、不快感を感じながらも、豊明市の子どもだけが支給されないようではいけないと思い、賛成はしましたが、本来、行政による子育て支援は、待機児童の解消や学校の校舎耐震化、通学路の安全確保、教材支給、産休後の就労支援、公園の環境整備と、多くの課題があります。

中でも、本議案の子ども医療費支給条例の一部改正は、現在、ゼロ歳児から小学校3年までの 5,400 人を対象とした子ども医療費支給条例を一部改正して、小学6年生まで拡大する条例変更で、およそ 2,000 人の子どもが対象となります。

年 4,800 万円の負担増となりますが、子育て中の親御さんは、早期に病気治療にかかり、重篤な状態になることを回避できる非常に有効な施策であります。これが本来の行政サービスであると思います。

来年から子ども手当、月2万 6,000 円を1年間支給すれば、31 万 2,000 円に対して、この子ども医療費支給条例で1人当たり年2万 4,000 円程度の助成は、費用対効果の高いものであります。

我々市政クラブがかねてより提言してきた案件であり、先の平成 21 年第4回定例会において、我が市政クラブの毛受議員の一般質問に対し、市長より前向きな答弁をいただき、早速の条例改正に着手されたことは大いに評価し、賛成するものであります。

No.57 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、一色美智子議員。

No.58 ○4番(一色美智子議員)

議案第 20 号 豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論を行います。

この制度は、医療費を助成することによって、子育て世代への経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

今年の7月から子ども医療費無料化の対象が、通院は今まで小学校3年生までだったのが、小学校卒業までに拡大されます。入院は中学校卒業まで無料です。

子育て世代にとって、医療費が家計に及ぼす影響は大変大きく、負担が重くのしかかっております。

他市町の多くが無料化を実現する中、住む場所による違いは、同じように子どもを育て

る親にとっては、大変切実であります。

最近の不景気による収入減から受診を控える家庭もあると聞いております。子どもは、受診を控えることにより重症化する可能性もあり、大きな問題であります。

今回の拡充により、対象者は現在の 5,400 人から 7,400 人に増加されます。予算も 21 年度の 2 億 160 万円から、22 年度は 2 億 3,080 万円に増額をいたしました。

医療費の無料化は、病気の早期発見、早期治療にも期待ができ、少子化対策、子育て支援策としても、大変重要な施策であります。

子どもの心身の健全な発達を促すため、いつでも、どこでも、医療費の心配がなく、安心して医療を受けられるよう、さらなる対象年齢の引き上げを要望いたしまして、賛成いたします。

No.59 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.60 ○22番(前山美恵子議員)

子ども医療費支給条例の一部改正に賛成の討論をいたします。

この条例改正で、子どもの通院の医療費無料制度を、小学校6年生まで拡充する内容で賛成であります。

子どもを育てる親にとって、一番の心配は子どもの病気です。医療費の心配なく病院にかかれるよう、子どもの医療費を無料にすることは切なる願いであり、我が党の地方議員は全国の地方議会で乳幼児医療費無料制度の拡充に取り組んでまいりました。

また、この豊明市でも我が党は約 30 年も前から取り組んでまいりました。

次へのステップは、中学校卒業までに取り組んでいただくことと、ぜひ国の制度として創設するように働きかけを求めるものです。

我が党の国会議員も衆議院の予算委員会でこのことを質問したところ、首相も優先課題として扱いたいテーマだと理解をすると答弁をされました。

ですから、これを前進させるのも、私たちにかかっているのですから、このことを要望し、賛成の討論いたします。

No.61 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 20 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.62 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 21 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 21 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.63 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 22 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 22 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.64 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 23 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、一色美智子議員。

No.65 ○4番(一色美智子議員)

議案第 23 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第7号)について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算は、1億 3,798 万 7,000 円を補正するものであります。

その増額要因は、国の地域活性化に伴うきめ細かな臨時交付金及び公共投資臨時交付金を活用する事業の実施であります。

そのほとんどが繰り越し事業となるのは、国の補正予算との関連でやむを得ないものです。

我が国の景気の低迷が市税 8,500 万円の減額補正でも明らかなように、本市にも影響を与えている中、きめ細かな臨時交付金 8,400 万円弱を充当する、およそ 1 億 550 万円余の事業は、総合福祉会館空調設備改修や青い鳥保育園園舎改修など、施設の老朽化対策や耐震を考慮した安心・安全のための施策を重視した事業選択として評価できるものと考えております。

また、1億 3,200 万円弱の公共投資臨時交付金につきましても、その使い道が教育施設

の耐震工事費への充当や、次年度以降に多額な経費が予想される公共施設の整備工事費に利用可能な公共施設建設及び整備基金への1億900万円の積み立てを行うなど、財政厳しい折の有効な活用と考えます。

なお、民生費関連で扶助費や国民健康保険特別会計への繰出金の増額が見られますが、入所者や対象者の増員、医療費の伸びなど、やむを得ないものと考えます。

今後も厳しい財政状況が続く中、緊急やむを得ないことを考慮していただき、住民の福祉の向上、市民サービスの向上、安全で安心な住みやすい魅力あるまちづくりを目指していただくよう要望をいたしまして、賛成といたします。

No.66 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.67 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、平成21年度一般会計の補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

年度末の補正予算ということで、執行残あるいは入札残がほとんどであります。賛成ということで討論いたしますが、全く問題がないというわけではありませんので、今後につながる部分に絞って3点、指摘させていただきます。

まず1点目、児童館のパート職員の賃金300万円の減額、保育園のパート職員の賃金1,400万円の減額について。

これらの補正は、臨時職員が夫の扶養の範囲内に収入を抑えるために、労働時間を調整したことによる理由。それから看護師である看護資格を持つ保育士が退職したことによるものです。

この看護師の退職については、ハローワーク等で求人したが応募がなく、補充もできなかったことが理由として説明されました。

年度の当初、必要人数を見込んで予算計上しているのです。早朝や延長保育の希望者も例年並み、保育士不足で待機児が出るくらいの状況にありながら、人が見つからなかったから補正減で済まされるとは思いません。今後の参考となるために提案をさせていただきたいと思います。

必要な保育士数を下回る体制での保育は大変危険であるため、あってはならないことだと思います。

扶養の調整については、雇用の計画時点からある程度把握はできているはずですが、配置を考えておくべきだったというふうに思います。

それから、看護師資格を持つ保育士の退職の補充については、7カ月間もただただと応募を待ち続けていて、年度の途中の募集が困難と判断したら、そういった方針を切りかえて、条件を変えてでも、現場の混乱を避けるために何かしらの工夫をするべきであったと

いうふうに考えております。

議決された予算の執行というのは、約束した事業をきちんと行うことだと思います。入札残などと、こういった児童福祉課の賃金の残とは全く質が違うものです。これまでも給食センターの調理業務や介護認定業務などで同様の減額補正が起こっています。

今後も十分あり得ることですから、同じことを繰り返さないように人事と協議し、こういったことへの対応に対して十分、策を講じておくよう指摘をしておきます。

2点目は、各種健診の委託料 2,200 万円の減額について。

年度の途中で受診者の増を見込んで、9月議会で後期高齢者の健診料 700 万円の増額、12月議会でがんの検診料 2,900 万円の増額補正がありました。今議会において見込み外れとなり、2,200 万円もの補正減となりました。

女性特有のがん検診は、無料クーポン券が配布されましたが、受診率が 20%を下回ると極端に少なく、今後、検診の必要性の周知徹底が重要なポイントになってくると思います。

その他のがん検診については、インフルエンザの流行により医療機関が敬遠されたことによるものだというふうに考えられているようですけれども、実は昨年度も 2,000 万円余の減額補正がありました。その理由としては、がん検診の有料化にあると考えます。

有料化に踏み切る際、その影響については警鐘を鳴らしていたわけですが、案の定といった印象が否めません。

こうした状況を受け、平成 22 年度より検診の自己負担が引き下げられるということを知りました。財政難を理由に有料化を実施したが、その結果がマイナスに出れば、即座に修正する当局の迅速な対応には評価をいたします。

値下げをしっかりと PRL、受診率が持ち直してくれればと期待をしておきます。

3点目、きめ細かな臨時交付金 8,300 万円と公共投資臨時交付金 1 億 3,000 万円の補正について。

緊急経済対策として地域活性化が目的の交付金であり、公共投資のうち、2,300 万円を学校の耐震工事に利用し、残りは基金に積みました。次年度以降の公共施設建設に活用され、この点については問題がないというふうに考えております。

きめ細かな臨時交付金の活用については、事業選択に当たり、緊急性の薄いものや便乗の工事と思われるものが含まれていました。国の条件に合う緊急性の高い事業がほかにもありながら、なぜこれらを選んだのか、納得のいく説明はありませんでした。

今回の補正予算の中に、経済危機対策臨時交付金の残金が計上されていますが、この交付金を使うのに AED をやたら買ったり、高度な救命訓練用の人形を買ったりと、本市にはもらったお金を気前よく使ってしまった前例がありますから、今回も辛口にならざるを得ないのですが、国からいただいたお金も、自前の財源であろうとも、もとは市民の税金なわけですから、事業の選択には十分吟味をし、それを怠ってはなりません。

参議院選挙まではこうしたばらまきがあるかもしれません。慎重を期すよう申し上げて

おきます。

以上、さまざま今後の参考にしていただけることを期待し、討論を終わります。

No.68 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 23 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.69 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は各委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 24 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.70 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 24 号 国民健康保険特別会計補正予算に賛成の討論をします。

こここのころの医療給付の伸びと低所得者層の増加により、国保会計は年間 64 億円もの事業となりました。

さて、今年度の不足分について、昨年に引き続き、本市の年度末の不用額を集めて、一般会計から繰り入れをされたご努力について評価をし、賛成といたします。

No.71 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 24 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.72 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 25 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 25 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.73 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 26 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 26 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.74 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 27 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 27 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.75 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 28 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 28 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.76 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 29 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 29 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.77 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 30 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。
前山美恵子議員。

No.78 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 30 号 介護保険特別会計について賛成の討論をいたします。

賛成ではありますが、1点だけ指摘をしておきたいと思います。

第4期事業計画で認定基準が変更され、軽度化傾向に偏重されたことから、介護サービス給付費が抑制され、余剰金が基金に積み立てられて、3億 8,000 万円にもなりました。

多額な基金は必要ありませんので、保険料、利用料の減免や保険料引き下げに充当するよう求めておきます。

No.79 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 30 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.80 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 31 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 31 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.81 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程2を終わります。

日程3、議員提出議案第1号を議題といたします。

議員提出議案第1号について提出者より提案理由の説明を求めます。

山田英明議員、登壇にて説明をお願いします。

No.82 ○8番(山田英明議員)

議長のご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました議員提出議案第1号 豊明市議会委員会条例の一部改正について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第 112 条第2項及び豊明市議会会議規則第 14 条の規定に基づき提出するもので、提案理由といたしましては、豊明市事務分掌条例の一部が改正され、本年4月1

日から行政機構が変更されることに伴い、委員会条例を改正するものであります。

それでは、内容のご説明を申し上げます。

常任委員会の名称、委員の定数及びその所管を規定している第2条を改正するもので、常任委員会の名称及び定数を、総務委員会8人、福祉文教委員会7人、建設消防委員会7人に改め、所管については事務分掌条例との整合性を図っております。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでありますが、新たに各常任委員会の委員長、副委員長及び委員が選任されるまでの間の経過措置を定めております。

なお、委員会条例の改正内容につきましては、会派会議でご協議いただき、さらに、この議員提出議案につきましては、議会運営委員会でご賛同をいただきましたので、ここに提案を申し上げます。

よろしくご審議の上、議員全員のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で終わります。

No.83 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.84 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は議員提出議案でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.85 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.86 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議員提出議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.87 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。
以上で日程3を終わります。

日程4、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件を一括議題といたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者より提案理由の説明を求めます。

堀田勝司議員、登壇にて説明をお願いします。

No.88 ○18番(堀田勝司議員)

議長より指名がありましたので、意見書案第1号及び第2号の2件について提案説明を行います。

それぞれ朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
す。

初めに、意見書案第1号を朗読いたします。

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書。

政府・与党では、国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

わが国に在住する外国人に対する地方行政の在り方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組み作りに工夫が必要ではあるが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹にかかわる重大な問題である。

日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また、第93条第2項においては「地方公務員の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

また、平成7年2月28日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘している。

したがって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ない。

よって、本市議会は国に対し、拙速な結論を出すことには強く反対し、政府にあっては法案を提出・審議する場合には、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分聞くよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月23日

提出先 内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 坂下勝保

続いて、意見書案第2号を朗読いたします。

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書。

国の平成22年度予算案に、中学卒業まで1人あたり月1万3千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれた。給付費総額は2兆2554億円となり、平成23年度以降は子ども1人あたり月2万6千円の支給となるため、更なる財源の確保が必要となる。また、22年度は児童手当との併給であるため、地方、事業主負担も求められることとなった。このため、一部の自治体は給付事務のボイコットを表明し、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されるなど、実際に支給できるのか懸念される。また、各県知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。

平成22年度予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること。

2 子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと、平成23年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。

3 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。

4 平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月23日

提出先 内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
総務大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 坂下勝保

以上、2件の意見書案につきましては、議員全員の賛同をお願いして説明を終わります。

No.89 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明は終わります。

ただいま議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第1号について討論のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.90 ○14番(榊原杏子議員)

意見書案第1号については、反対の立場で討論をいたします。

外国人住民も地域とともに暮らす住民であることに変わりはなく、税金を納め、公共サービスの対象者であります。

その使い道について決める政治に、法整備によって参加できるようになることは、大変喜ばしいことだと思っています。

当市は多文化共生を掲げ推進しております。多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域、社会の構成員としてともに生きていくことを意味しています。

地域の構成員として、住民自治の担い手として、主体的に社会参加をしていただくためにも、参政権は役立つことと期待をしておりますので、タイトルに永住外国人に対する地方参政権付与に反対するとあるこの意見書には賛同できません。

なお、文中にあります平成7年2月28日の最高裁判所判決においては、同じ判決の中では、法律をもって外国人に地方の参政権を付与することは、憲法上必ずしも禁止されていないということも述べられております。法律の制定が憲法に違反するとは思っておりません。

以上です。

No.91 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.92 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.93 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第2号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.94 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.95 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

ここで、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午後2時49分休憩

午後3時31分再開

No.96 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.97 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

休憩中にお手元に配付いたしましたとおり、議員提出議案第2号が追加提案され、その取り扱いについて議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

山田英明議会運営委員長。

No.98 ○議会運営委員長(山田英明議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告を申し上げます。

先ほど、休憩中に開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付されておりますとおり、議員提出議案第2号の提出がありましたので、その取り扱いについて協議をした結果、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

なお、議員提出議案の取り扱いにつきましては、提出者の提案説明の後、質疑を行った後に所管の厚生常任委員会に付託することといたしました。

また、この議員提出議案を審査するため、本日の会議の休憩中に厚生常任委員会を開催することとし、本会議再開後に委員長報告・同質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.99 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま報告されましたとおり、議員提出議案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.100 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

堀田勝司議員、登壇にて説明をお願いします。

No.101 ○18番(堀田勝司議員)

議員提出議案第2号 豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例の制定についてを、地方自治法第112条第2項及び豊明市議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

この案を提出するのは、市民等、議会及び市が一体となって協働のまちづくりを進めるため、必要があるからであります。

内容につきまして、説明をさせていただきます。

豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例。

まずもって、前文におきまして条例制定の趣旨を説明しております。

この条例の制定に当たりまして、条例本文では示しきれない基本的な姿勢や考え方を明

らかにするものであります。

我々は先代からの人々の努力によって現在の豊明市があります。その豊明市をこれからも地域の人々のつながりや、ぬくもりのある暮らしやすい地域社会として、後世に引き継いでいかなければなりません。

また、近年には、市民みずからがそれぞれの個性や特技を地域のために出し合い、地域を盛り上げようとする気運も高まってきております。

そうした中で、市民一人ひとりが主人公となって、このまちをつくっていかうとする活動を推進し、地域の力を生かした協働のまちづくりを行っていくことを示したものであります。

まず第1条、これは目的であります。本条例の目的について規定をしております。

協働により、市民と市が一体となって、豊明市に活力があふれ、それぞれ個性を発揮でき、市民の力が生かされた魅力あふれたまちを目指して取り組むことを意味しております。

第2条、定義であります。

これは、この条例を読む際に、共通の認識を持つために必要な語句について定義をしております。

基本的に、まず市民とは、豊明市に住んでいる人々すべてを指しております。国籍や人種等、そういう区別はないものといたします。

そして、住所がある人だけでなく、市内に通勤、通学、あるいは豊明市のまちづくりにかかわっていただいている人々すべてを含んでおります。

第3条、協働のまちづくりの基本理念であります。

基本理念の規定は、この条例の基本的な考え方を示すものであります。

協働のまちづくりの基本理念といたしましては、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、それぞれが身近な地域課題について主体的に取り組むという考え方を基本として、協働してまちづくりを進めることで、地域の力や市民の力をより一層生かしたまちづくりを進めていくことを明らかにしているものです。

地域社会活動の推進において協力、推進するに当たっては、上意下達ではなく、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会及び市が、ともにまちづくりを行うパートナーとして相互理解、情報の共有、対等の関係で自主性、自立性の尊重という原則に基づいて行わなければならないと考えております。

地域社会活動を活性化していくために、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会及び市は、それぞれが持つ人材、場所、資材、資金、あるいは情報などの資源を、お互いに出し合うことに努めなければならないというふうになっております。

続いて、第4条であります。

市民の役割として、地域社会活動の推進における市民の役割を規定したものであります。

市民の努力義務として、地域社会への自主的な参加を求めています。

また、まず個人でできることは個人で行い、個人でできないことは隣近所、地域で行い、地域でできないことは市が行うという補完性の原則に基づき、市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚する必要があるという考えであります。

市民の努力義務として、これは初めてのことでありますが、区、町内会への自主的な加入を求めています。

子どもたちの通学等の安全やひとり暮らしの老人の見守り、災害発生時の救助活動など、安全で安心な生活を送るためには、この基礎的な地域組織が重要なのです。

また、地域の固有課題について、住民同士で話し合い、解決に向けて協力して行動するとともに、必要な場合には市や他の機関へ対応を求めることなど、この基礎的な地域組織が基本となるものであります。

第5条 地域の役割。

地域社会活動の推進における区、町内会等の地域組織の役割を規定したものです。

まちづくりの基本的な組織である区、町内会などの地域組織は、住民の福祉の向上を目指し、自主的に地域課題に対処するよう活動を行っていくことで、地域住民の理解を得るように努めることが期待されているわけです。

第2項は、地域の課題は多種多様で複雑化、高度化しています。中には、地域だけでは解決することが難しいものもあります。

それで、必要に応じて他の区、町内会や学校、市民活動団体、事業者、市と提携し、より効果的に地域課題の解決に向けた取り組みを行うことを期待されているものであります。

続きまして、第6条 市民活動団体の役割。

地域社会活動の推進における市民活動団体の役割を規定したものです。

地域において市民活動団体が期待されている使命、役割をみずからが認識し、広く市民に理解されるような市民活動に取り組み、その結果として市民等から信頼され、協力、支援が得られるような展開を期待しているものです。

続いて、第7条 事業者の役割。

地域社会活動の推進における事業者の役割を規定したものであります。

事業者も地域社会の一員であることから、自主的な取り組みとして地域組織、市民活動団体及び市と連携しながら、地域社会活動に参加、協力することを求めているものであります。

第8条 議会の役割であります。

地域社会活動の推進における議会の役割を示すものであります。

続いて、第9条は市の役割であります。

地域社会活動の推進における市の役割を規定したものであります。

市民等による地域社会活動は行政の下請ではありません。自主的に行われるべきものであって、市からの押しつけにならないような自主性、自立性を尊重すべきということが書

かれております。

市は、地域組織、市民活動団体が地域において果たす役割を尊重し、自主的な地域社会活動が活発に行われるように、必要な施策を行っていくことを求めています。

第10条であります。市職員の役割です。

地域社会活動の推進における市職員の役割を規定したものであります。

職員も自主的に地域社会活動に参加することにより、市民としての責務を果たし、協働によるまちづくりを推進する視点を持って職務を遂行する責務を定めるものであります。

第2項は、市は、協働のまちづくりを進めるため、職員に必要となる能力向上に努める責務を定め、必要な施策を行っていくこととしています。

第11条 地域組織の活性化。

本市のまちづくりにおける地域組織の位置づけ及び地域組織の活性化に向けたそれぞれの役割や姿勢を示したものです。

本市が、区、町内会等の地域組織をまちづくりの基礎とし、守り、はぐくんでいくことを示した本条例の特徴的な条文であります。

本市のまちづくりは、区、町内会等の地域組織を地域自治を進める基礎とすることを特徴としています。

地域組織をまちづくりの基礎として位置づけた上で、市民活動等が取り組む個別の分野の活動は、地域でも市でも十分に対処できない部分を補うものとして期待されています。

地域組織が行う住民相互の交流や扶助活動は、地域ごとのやり方や伝統があり、負担とを感じる人もいれば、大切に楽しいと感じる人もいるなど、価値観に大きくかわる部分があります。

長い歴史の中で築かれた習慣や人間関係があり、活力ある自主組織の運営に向けての、…。

No.102 ○議長(坂下勝保議員)

傍聴者の方に申し上げます。

議事進行の妨げにならないようよろしくお願いいたします。ご協力をお願いいたします。

No.103 ○18番(堀田勝司議員)

取り組みは容易ではありませんが、町内会等へ加入し、参加している必要性を実感できるよう、住民が抱える課題の解決に向けて自主的な活動等、時代の変化に対応した役割を期待されています。

区、町内会は現在は規則等で定めてありましたが、条例で定めるということでもあります。

市の条例や規則にない区長会の役割を、この条例で定めております。

地域組織の活性化について総合的に検討し、推進していくこととしております。

また、それぞれの地域組織が抱える課題について相互に連携し、必要に応じて市と協働して解決を図るよう推進することが期待されています。

第3項は、事業者もまちづくりの主体者として本条例の趣旨を理解し、その推進に努めていくこととしていますが、特にライフスタイルが多様化する中で、事業者はアパートの入居者等の地域組織に対する理解と加入促進について、地域組織に協力することを定めたものです。

また、事業者は地域住民と同様、地域社会を構成する一員としての責任を踏まえ、地域社会活動に協力することを定めているものであります。

地域組織の活性化に向けた市及び議会の姿勢を定めています。

地方分権の趣旨や協働の考え方を踏まえ、全市を挙げて取り組んでいくことを明らかにしています。

第12条 財政的支援。

地域社会活動のために市が財政的支援を行うことについて定めたものであります。

地域組織が抱える課題は、地域ごとに多種多様であります。区や町内会が、それぞれの特色を生かして取り組む自主的な地域社会活動を支援していけるよう、財政的支援については地域分権の趣旨を十分に考慮し、地域の実情に合わせた柔軟な制度が求められます。

第2項は、地域社会活動にとって資金確保は重大な課題です。地域社会活動を活性化していくため、市民が自主的に提案する活動を予算の範囲内で財政的に支援することができることとしています。

第13条 物品等の提供であります。

地域社会活動のために市が物品等の提供支援を行うことについて定めたものであります。

市は、地域社会活動を活性化していくために、市民等が自主的に実施する活動に対し、必要な備品、資材等を公務に支障のない範囲で提供するように努めることが定められております。

具体的には、地域社会活動への公用車の貸し出しや備品貸し出しなどがあります。今回の我が市の施策の中の部分が、この部分にあらわれてきています。

第14条 協定の締結等。

地域社会活動のために行う市民等と市との協定の締結についてを定めたものです。

第1項は、地域が課題の解決に向けて取り組んでいくことについて、市と市民等が協定を結ぶことで、今までの支援制度の枠にとらわれず、地域に一番合った効果的な支援の方法を見つけて実施していくことができることを示したものです。

どんな問題を解決しようとしているのか、どんな地域にしていきたいのかといった目的、活動ごとに、解決に向けて地域組織等と市の役割などを協定書に定めていくことになりま

す。

第2項は、地域社会を推進するに当たっては、市が行う支援は画一的なものではなく、解決しようとしている課題や団体の性質を考慮し、柔軟に対応することを求めています。

例えば、27区がそれぞれ抱えている課題を画一的なものではなく、それぞれの区の課題として締結することができることとなっています。

第15条 その他の支援。

地域社会活動のために市が行うその他の支援について定めたものであります。

地域社会活動を行うに当たり必要とされる支援は多種多様であります。情報の提供、人的支援、場所の提供等、活動ごとに柔軟な支援策を講じていくことを求めています。

第2項は、市は支援を行う際には、市民等の自主性、自立性、公平性、透明性の確保について留意をしながら、支援制度を構築していくことを定めているものであります。

第16条 推進体制。

地域社会活動のための市の組織的推進体制について定めたものであります。

地域社会活動を活性化していくため、地域を所管する組織及び職員を充実させ、地域社会活動を行う団体に対しアドバイス等の人的支援を行うとともに、地域に密着した行政運営に努めることとしております。

第17条 協働推進委員会の設置。

地域社会活動を促進し協働のまちづくりとするために、市長の附属機関として豊明市協働推進委員会を設置することを定めたものであります。

この条例が実効性のあるものとなるよう、豊明市協働推進委員会が地域社会活動の推進に関する必要な事項の調査や検討、審議などを行い、その意見や評価を踏まえて、より効果的な協働のまちづくりの推進を目指すものであります。

第18条、これはどんな条例にもついておりますが、委任であります。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定めることと規定をしております。

附則として、この条例は平成22年4月1日より施行するということであります。

平成22年は、豊明の地で行われた桶狭間の戦いから450年の節目の年であります。地域の資源を生かし、市民の力を集結したまちづくりの実践に向けて、新たなスタートを切りたいものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

議員の皆様のご賛同をお願いして、説明を終わります。

No.104 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま説明のありました議員提出議案第2号につきましては精読

が必要なため、暫時、休憩といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.105 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、暫時、休憩といたします。

午後3時57分休憩

午後4時49分再開

No.106 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議員提出議案第2号について質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則の規定により、同一議員につき2回以内といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.107 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例案についてお聞きいたします。

まず、策定の方法というか仕方について数点、お伺いいたします。

ゆっくり申し上げますので、ぜひメモをとって、答弁漏れのないようによろしくお願いをいたします。

まず1つ目、市長の諮問機関であります協働推進委員会におきまして、協働のまちづくりのための地域活動等推進条例についてを議題に上げ、制定に向けて協議中であることは、提案者はご存じでしょうか。

その条例の策定の中には、本条例と同様に目的、定義、基本理念、市民の役割、市民活動団体の役割等々、事業者の役割、また財政的な支援や資材の提供、協定の締結等々、同じような条立てが検討されております。

こういったことをご存じであるかどうか、まず、お尋ねいたします。

次に、平成22年度の予算に、この市が考えている協働のまちづくりのための地域活動等推進条例の策定に必要な費用が計上されております。

提案がありました市政クラブが条例案を策定し、提出されるのであれば、この22年度予算は不用になります。

先ほど、22年度の一般会計予算は可決されました。もちろん、市政クラブも賛成をされました。その可決された予算が執行できないようになることに陥るわけですが、そのことに矛

盾を感じていませんか。これが2つ目の質問です。
よろしいでしょうか。

No.108 ○議長(坂下勝保議員)

続けてください。

No.109 ○15番(山盛左千江議員)

3つ目、推進委員会の中で策定のスケジュールが定められております。

その中に、22年度には区、町内会へのアンケート調査、市民会議を立ち上げ、5回の意見交換会を行う。また、翌年度には地域懇談会、パブリックコメントと、約2年間をかけて市民の意見を十分吸い上げる予定になっております。

本条例を議会のほうから、議員のほうから提出されますと、これらがすべて実行されな
いまま、条例が制定されることにもなりかねません。

こういったことを一切行わないまま条例が制定されることを、提案者はどのように考えて
おられるのか、お答えください。

次に、よろしいでしょうか。

こういったことで、市が予定をしているものを、議会が、議員が上程するということは、結
果として市長が諮問した附属機関、協働推進委員会がないがしろになるのではないかと、
そういうふうにも当然なるわけですけれども、そのことについて考えなかったのか。

そのことについてもお答えいただきたいと思います。

次に、協働のまちづくり条例という内容であります。市民協働の条例です。

先ほど、提案者の説明の中に、基本理念を説明なさったときにですが、上意下達ではな
く、ともにパートナーとしてとか、市民団体や地縁団体、NPOに対してですが、下請でもな
い、押しつけられないように、自主的、自発的な、そういう部分を尊重しなければならない
と、強く訴えて説明をされました。

そういう考えをお持ちでありながら、市民がこれからつくっていかうとしているこの条例
を、議会が優先して、議会の権利を優先して提出することに違和感を感じませんか。

No.110 ○議長(坂下勝保議員)

続けてください。

No.111 ○15番(山盛左千江議員)

よろしいですか。後から答弁漏れがあってはいけないので、しっかりメモをしていただき
たいと思いますが、議長がどうぞと言われるので、では進めさせていただきます。

条例の先ほど説明をいただいて、さっと目を通させていただきました。

そうすると、地域社会活動、地域課題の解決、そういった言葉がたくさん出てまいります。地域、地域というふうに言っておられて、地域が大切にされることは当然必要かと思えます。

また、条文の中でも、地域組織を基本とするというようなこともおっしゃいました。

第2条の定義の中の5号に、地域社会活動というものがあります。

ここで、この条例の中にあるこの地域、あるいは地域社会活動、それはどういうものを指すのでしょうか。

地域の区、町内会といったものを中心にするというような説明がありましたので、NPO法で認めるすべての活動に対して、この条例が影響するというか、対象にしているのかどうか、その点について確認をさせていただきます。

次に、第6条に市民活動団体の役割がありました。その中に、広く市民に理解される地域社会活動に取り組むよう努力するものとするというふうにありました。

市民活動団体、いわゆるNPO団体ですけれども、法において広域性はもちろん求められておりますけれども、広く市民に理解されることを条件とはしておりません。

ましてや、地域社会活動に取り組むことを求めるというのは、その精神に一致しないのではないかというふうに考えております。

先ほどの地域組織を基本とする地域とはどのようにとらえていらっしゃるのか、地域社会活動は何なのか、その部分とも大いに関係してまいりますけれども、市民活動団体の役割と、その地域との関係についてご説明をいただきたいと思えます。

それから、提案者ではなく、これは市と市民が協働で行うための条例でありますので、市のほうにも質問させていただきたいと思えます。

市がつくろうとしている協働のまちづくりのための地域活動等推進条例と、今回提案された条例は、名称が大変よく似ております。

もう一度申し上げます。今回提案された条例の名前は、豊明市協働のまちづくりを進める地域社会活動推進条例。市がつくろうとしているのは、豊明市は入ると思えますが、協働のまちづくりのための地域活動等推進条例で、大変よく似ております。

このように似ておりますが、この条例が可決されても、今の推進委員会でつくろうとしている条例は、予定どおり策定されるのか。その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、市が予定していた策定のスケジュール、町内会へのアンケートや市民会議、懇談会、パブリックコメント、それぞれが、すべてこの条例が認められることによって、行われなくなるのか、それとも行われるのか。

行われた場合、その条例にどのように反映することができるのか、そのことについてもご答弁をいただきたいと思えます。

まず、1回目の質問は以上です。

No.112 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

堀田勝司議員。

No.113 ○18番(堀田勝司議員)

たくさんいただきましたので、なるべく漏れのないように答弁をしたいと思います。

簡単に言います。まず、協議中ということを知っているかどうかということですが、検討内容については知っておりませんでした。

2番の、22年度予算に計上してあるのが不用になって矛盾を感じてないかということですが、委員会は条例策定のためだけに設置されているわけではなく、ほかのこともやっているようなので、別に矛盾を感じているわけではありません。

3番の、スケジュール、アンケート調査等という件であります、委員会の案というのですか、私どもの提案しているのは、同一というふうには理解しておりませんので、別に矛盾しているとは思っておりません。

4番の、ないがしろになると思わないかというような意見であります、我々議会と委員会とは自主独立した機関でありますので、それぞれの立場でそれぞれの活動をしていただければよいというふうに思っております。

特に、条例の提案というのは、議会の責務の一つとして、ふだんから市民の皆様と言われておりますので、何ら矛盾を感じているとは思っておりません。

5番、市民がパートナーで下請ではないというようなことで、議会が提出することは違和感を感じないのかということですが、市民の皆様がどういうものをつくるかというのは定かではありませんので、全くそれを侵害するつもりもありません。お互いにいいものが出せればいいのではないかなというふうに思っております。

地域の課題ということですが、地域の課題は、例えばごみ出しマナーや不法投棄とか、路上の不法駐車とか、放置自転車とか、あるいは防犯、防災のこととか、独居高齢者の見守り隊とか、それぞれ地域ごとにいろんな課題を抱えておりますので、その課題ということでご理解をいただければいいと思っております。

NPO団体に関しましては、第2条の3号で、市民団体の中に含んでいるというふうに理解をしていただければいいと思います。

地域組織というのは、区とか町内会、自主防災組織、消防団、あるいは住民の自治組織、自治会、その他住民で構成されている老人会、婦人会、子ども会等の団体を想定しております。

市民活動というのは、市内で活動する営利を含めない方々の活動をすべて含んでおります。

その中の地域社会活動ということ、この条例の支援等に関して対象としております。地域社会活動というのは、先ほども説明しましたように、地域のさまざまな課題を解決する

ために、区、町内会などの地域組織が行う区域内の住民の方すべての参加を基本とした地域自治活動等、いわゆる志を持った市民の方々が自主的に行うテーマ型の市民活動、この部分がNPOに入るのではないかというふうに考えておりますが、それを両方とも結びつけた豊明市独自の言葉というふうに理解をしていただければいいと思います。

以上でおおよその回答を終わります。

No.114 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.115 ○市民部長(平野 隆君)

今、市が進めていこうとしております条例の名前等々がよく似ているということでありまして、けれども、予定どおり作成するのかという点については、協働推進委員会にこの条例が例えばきょう提案されて、今度、最初の協働推進委員会に、この条例がどうなるかちょっとあれですけども、お示しをして、今後の推進委員会として私どもが考えていたスケジュール等々を、まあご相談を申し上げることになるかと思っております。

したがって、スケジュール的に市民会議を開いて、それからパブコメをやってという、23年の制定というスケジュールが変わることもあるかもしれません。一度、推進委員会でご協議をいただくことになろうかと思っております。

終わります。

No.116 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.117 ○14番(榊原杏子議員)

ゆっくりしゃべるのが苦手ですので、すみませんけれども、よろしく申し上げます。

提出の時期について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

会派会議におきまして、議長が今議会に係る意見書について、初日までに案を提出するようということと言われまして、議員提出議案についても同様の取り扱いをするということと言われました。

しかしながら、この議案については、会派会議にかけられたのはけさでありました。提出時期について、議長の指示に従わなかった理由が、格段の理由がありましたら、お答えください。

それから、2点目にお聞きします。

条例の中には13条でしたか、物品等の提供として、市の資材等を提供するというような

こともありますし、財政的な支援というものもあります。その他の支援というものも書かれております。

説明の中でも言われましたけれども、市が始める備品等の貸し出し制度についても触れられておりますので、関連があると思い、お聞きをしますけれども、この備品等の貸し出し制度は、市が行うものについては、まず当局にお伺いしますけれども、この要綱等については、貸し出しの要綱等については、既に作成をされておりますでしょうか。

4月からの貸し出しに、その要綱で支障がない状態になっておりますでしょうかということをお聞きをしたいと思います。

それから、提出者にお伺いしたいのは、新聞の報道がありまして、その中では市政クラブの議員さんの意見として、ちょっと手元にありませんので、正確じゃないかもしれませんが、今後の市の方針に左右されないように明文化したいというふうに、まあ条例案を準備中だということ、新聞の取材に対して答えておられるようであります。

市の方針転換に左右されないようにということは、市長、市が、この貸し出し制度について方針の転換をする。まあ市長の任期中に政策転換が行われるというようなことを、そういう可能性があると思って、この条例案をお出しになったのでしょうか。お願いいたします。

それから、ちょっと内容のことをお聞きしようと思っておりますけれども、いろんな語句が出てまいります。

第1条のところで、1行目の右端のところに、「市民等」という言葉が出てまいります。

第2条は語句の説明になっておりますが、ここでは市民等という言葉は説明されず、第3条の最初の行から「市民、地域組織、市民活動団体及び事業者」とありまして、ここに括弧して、「(以下「市民等」という。）」というふうに定義をされております。

それで、市民等の定義はわかるわけですが、通常、市民等という言葉が出てくるのは、以下、「市民等」というような文言は、この言葉が最初に出てくるときに使われるのが通常かなというふうに思います。

この条例案の場合は、第1条に市民等が出てきて、第3条で「(以下「市民等」という。）」というふうに、初めてその説明が出てくるわけですが、こういうつくりになっているのは、なぜなのでしょう。お伺いします。

それから、その第3条の説明によりますと、市民等には、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者が入ることになりますけれども、この第12条にあります財政的支援、あるいは第13条の物品等の提供のところに、「市民等による地域社会活動を推進するため」というふうに出てまいります。

ということは、この提供を行う相手、物品等の提供を行う相手、そして財政的支援を行う相手というのは、市民等というふうに読めるわけなんですけれども、ここには市民、個人も入りますし、事業者も入ることになります。その解釈でよろしいでしょうか。

それから、第8条に議会の役割というものがありますが、これについてお聞きしますが、

「議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めるものとする」という文言があります。

具体的にはどのようなことを行おうとしているのか、お示しいただきたいと思います。

それから、その2のところには、「議会がその権限を適切に行使できるように」というふうにありますけれども、ここで言う議会の権限、適切に行使すべき権限というのは、どのようなものを想定していらっしゃるのでしょうか。お願いをいたします。

さらに、第11条のところに、第11条の4でありますけれども、「議会及び市は、区長会及び地域組織並びに事業者と連携し、地域組織への加入を促進するとともに、地域組織の活性化に努めるものとする」ということがあります。

「議員が」ではなく、「議会は」ということになっておりますけれども、議会が地域組織への加入を促進するというのは、具体的には何をするのでしょうか。どのように働きかけを行うのか、お示しいただきたいと思います。

それから、あと3つありますが、お願いします。

第14条の協定の締結についてであります。

この文言、「市民等は、地域課題の解決に取り組むため、市と協議の上で相互の役割分担を定め、協定を締結することができる」とあります。

これは、市民等が主語になっていて、協定を締結することができるというふうになっているわけですが、この条文ですと、市から市民等に対して協定の締結をお願いするというのが、できないように読み取れるわけですが、協働という趣旨からして、双方で締結をできるように、どちらからの働きかけによってもできるようにしておくのが、本旨ではないかなというふうに思うわけなんですけれども、こういう市民等からというふうに規定されているのはなぜなのでしょう。お願いいたします。

それから、第17条に協働推進委員会の設置というのが出てまいります。これは条例案でありますので、ここに協働推進委員会を置くというふうに定義をされております。

協働推進委員会については、既に設置をされておまして、活動していただいているわけですが、市においては、この設置要綱を定めて、この委員会を設置しているわけです。

ここに、設置要綱のほうに書かれている何々のため置くというものと、あるいはその中の委員が何をするかというようなことも書いてありますけれども、それと、この第17条は文言が違います。

新たに、委員会の役割を定義するという点については、これは今ある、この協働推進委員会に、こういう役割を負っていただくということを条例で、まあここで決めるということでしょうか。お願いいたします。

最後に、もう一つお聞きしたいんですけれども、他市等でも協働のまちづくりの条例というのは出てきております。いろいろ内容が似ているものもあれば、似ていないものもあるわけなんですけれども、多くのところで見られるのが、人材等の育成という観点が盛り込まれ

ている、人を育てるという観点が協働には欠かせないというふうな意味だと思いますけれども、そういうことが入っておりますが、この条例案にはこういったことは入っておりません。

なぜかというか、これを盛り込まれなかった、検討されて盛り込まなかったのか、それとも、そういう考えに至らなかったということなのか、どちらでしょうか。お願いいたします。

No.118 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

堀田勝司議員。

No.119 ○18番(堀田勝司議員)

まず、最初の提出期限の理由ということは、別段、我々にとって地方自治法第112条の議員の提案権に基づいて提出したものでありまして、何らほかに意図はありません。

2番目の市長の意見が変わるかどうかというお話ですが、そのようなことは全然思っておりませんが、次になられる市長さんが、もし変わった意見を持たれるような場合があったら、そのときはこの条例が生きておればいいなというふうには思っております。

3番目の、市民等に個人は…。

(答弁不能につき、暫時、休憩としたらどうの声あり)

No.120 ○18番(堀田勝司議員)

この項は、ちょっとよくわかりませんでしたので、次にいきます。

(議運の委員長、いないのの声あり)

No.121 ○18番(堀田勝司議員)

静かにしておってください。

(議長、制止させてくださいの声あり)

No.122 ○議長(坂下勝保議員)

静かにしてください。

No.123 ○18番(堀田勝司議員)

市民個人は財政的支援とか、…。

No.124 ○議長(坂下勝保議員)

議事の進行を妨げないように、静かにしてください。

No.125 ○18番(堀田勝司議員)

提供にはなりません。

(すみません。もう一回言い直してください。議長と重なって聞き取れませんでしたの声あり)

No.126 ○18番(堀田勝司議員)

議長、もう一度。

No.127 ○議長(坂下勝保議員)

議事の進行に妨げがあるといけませんので、傍聴者の方、静かにしてください。

以上です。

(それなら、もうちょっと大きな声でやってくださいの声あり)

(議長、審議の妨げの声あり)

(退席の声あり)

No.128 ○議長(坂下勝保議員)

3回目になりますので、静かにしてください。

No.129 ○18番(堀田勝司議員)

5番目の質問で、市民、個人は財政的支援、資材等の提供の対象にはなりません。

条文は市民等によるということで、社会活動に対して支援するものであります。

6番目は、議会の役割に関しましては、議会は、地方自治法により下記のような権限がありますということで、市民を代表したようなまちづくりを担う重要な役割で、市政における重要な意思決定 第96条第1項、行政活動における監視機能 第98条第1項、監査請求権 第98条第2項、調査権 第100条、議案の提出が第112条、議案の修正等になります。

逆でしたね。議会は審議経過と議会に関する情報を市民にわかりやすく提供するように努め、市民のまちづくりに関心を高めていくことを旨としております。

次は、地域組織の活性化に向けた市及び議会の姿勢を定めます。地方分権の本市の協働の考え方を踏まえて、全市を挙げて取り組んでいることを明らかにしていくということであります。

その次は、榊原議員の言われたようには、私どもには読めませんので、そのようには思っておりません。

その次は、協働委員会の推進に関しましては、現在の委員会というのは、要綱に基づい

て設置されておりますので、この委員会を条例に基づいた委員会にするということを明確に位置づけるために、ここのところに入れてあります。

ちょっとそのことに関しては、よそとうちは違うので、うちは今のところ、今の状況で提出をさせていただきました。

No.130 ○議長(坂下勝保議員)

ほかに。

平野市民部長。

No.131 ○市民部長(平野 隆君)

第13条関係の物品等の提供のところでの備品と公用車についてのものは、規程等はつくったかということでもあります。

4月1日に向けてつくっております。

終わります。

No.132 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.133 ○14番(榊原杏子議員)

ちょっと後半、「その」が多くて、指し示すところがよくわからなかったものですから、重ねて聞くかもしれませんが、よろしくお願いします。

時期についてですけれども、議案の提案権に基づいて提出されたと、それ以外に何ら縛りはないというふうにお伺いしたように思いますけれども、議長が会派会議でおっしゃったことについては、市政クラブさんは関知しないと。それは気にせずに条例の提案はしているものだというふうにおっしゃるわけですね。

ということで、確認をさせていただきます。

No.134 ○議長(坂下勝保議員)

榊原杏子議員に申し上げます。

議題の中で質疑をいただくようにお願いします。

No.135 ○14番(榊原杏子議員)

はい、提出の過程について聞いております。

備品について、当局から要綱はつくっておりますということでありました。この要綱を作成

しているということは、提出者においてはご存じだったでしょうか。

この市がつくっている要綱では不足であるということで、条例を出されたということでしょうか。お答えください。

それから、市長が方針転換をするということは考えていらっしゃらないそうですけれども、次の市長になると、備品の貸し出しがなくなるのではないかとことを危惧されてというふうにお答えを読み取ったんですが、そのような解釈でよろしかったでしょうか。

それで、ちょっと再質問といたしましては、市においては備品の貸し出しについては要綱を準備されている。スタートしていくのに支障はないというふうに受け取りました。

それから議会においては、提出について、なるべく初日までに会派会議に出してくださいよということを議長が言われました。

であるのにもかかわらず、きょう出てきたというふうに思っているわけなんですけれども、急がれて出されたというふうな印象も受けるわけなんですけれども、今議会に何としても出したというお気持ちがありましたでしょうか。

No.136 ○議長(坂下勝保議員)

議題外に入っておりますので、…。

No.137 ○14番(榊原杏子議員)

今議会に、これを出したいかどうかを聞きたいのですけれども、だめでしょうか。

No.138 ○議長(坂下勝保議員)

現実には出ておりますので、議案に対する質疑をお願いします。

No.139 ○14番(榊原杏子議員)

今議会でないといけない、まあ緊急性があるということでしたら、その説明をいただきたいと思います。

それから、「市民等」ということについて、よくわからないというふうに言われたんですけれども、第1条で「市民等」という言葉が出てまいります。第3条で、「(以下「市民等」という。)」という「市民等」の指し示すものが示された文言が出てまいります。

通常の条例ですと、その指し示すものが出てくるときには、その言葉が最初に条例に登場するときに、これが出てくるのではないのでしょうかということを私はお聞きをしたかったんですけれども、第1条で出てきて、第3条で説明するというふうになっている特段の理由がありましたら、お示してください。

なければ、特段ないというふうにお答えいただければ結構です。

それから、財政支援や物品の提供等の提供先については、まあ市民、個人は入らない

というふうに解釈をお示しになったわけですが、物品の提供のところの条文を読みます。

「市は、市民等による地域社会活動を推進するため、公務に支障のない範囲で、活動に必要な物品等及び場所の提供を行い、活動環境の支援に努めるものとする」という文言であります。

だれに提供するということが書かれておりませんが、市民等による地域社会活動を推進するためということが書かれておりますので、市民等が地域活動をするときに、何か物品等の提供を行うのだなというふうに読むのが自然かと思うんですけれども、この「市民等」というのは、先ほども申しましたように、第3条において、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者、この4つが入るわけですね。

で、市民や事業者というのも市民等の指し示す語句であるわけです。となると、市民、個人は入らないというのは、ちょっと違うんじゃないかというふうに思うんですけれども、市民、個人、そして事業者というのも、市民、個人が地域社会活動を推進するとき、あるいは事業者が地域社会活動を推進するときには、市は提供を行うのだというふうに、これが読み取れるわけなんですけれども、と読むのが自然と思うんですけれども、そうではないですか。よろしくをお願いします。

さらに、第14条のことについてでしょうか、そのように思っていないというふうに答弁をメモしたんですけれども、「そのように」というのがちょっとよくわからないものですから、私がお聞きしたのは、市民等は協定を締結することができるという流れになっていることについて、市は協定を締結することができるというふうな、逆のベクトルはないわけですよ、この文言には。

市民等が市に協定をお願いすると、そういう働きかけをすることは想定されていますけれども、市のほうから市民、あるいはその団体等に協定をお願いすると、投げかけていくということは、ここには入っていないわけです。

それは協働ということから考えると、不完全ではないでしょうかというふうに思うんですけれども、なぜこうされたのか、理由をお聞かせください。

それから、ちょっと前後しましたけれども、議会の役割についてお聞きをした点で、第8条ですけれども、開かれた議会運営に努めるということについて、具体的にどういうことを行おうとしているのかというふうにお聞きをしました。具体的にお答えをいただければと思います。

それから、第11条についても、第11条の4ですけれども、議会が地域組織への加入を促進するとか、地域活動の活性化に努めるということが、議会及び市はですけれども、議会や市は、そういうことをするということが書かれておりますけれども、具体的にどのように働きかけをすることを想定しているのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、協働推進委員会について、ちょっとお答えの最後のほうがよく聞き取れなかったわけなんですけれども、現在の設置要綱に基づいて置かれている委員会の設置の目

的等は、この条例に書かれたものとは違うわけなんです、違う委員会をつくるということではなく、今の委員会にこういう役割を持たせていくということなんですかというふうにお聞きをしています。

条例で明確にするためというふうにおっしゃいましたけれども、設置要綱で明確に規定をされておりますので、どういった必要性をお感じになったのか、ご説明をいただきたいと思っております。

以上ですが、よろしくお願いします。

No.140 ○議長(坂下勝保議員)

改めて傍聴人に申し上げます。

議事の進行の妨げにならないよう、ご協力をお願いいたします。

答弁を願います。

堀田勝司議員。

No.141 ○18番(堀田勝司議員)

1番に関しましては、議案と関係ありませんので、答弁は控えさせていただきます。

2番、当局の要綱制定は知っておりました。

3番は、市長の方針ではなく、万が一、市の方針がぶれたときということで、安全弁として入れてあります。

4番目に関しましては、4月から貸し出し制度が実施されますので、それにあわせて提案をしたものであります。

5番は、個人は入りません。

いや、6番が、個人が入りませんということですね。市民等のところに、個人はあくまでも入っておりません。

次は、協議の上ということでありますので、市と市民が協議をしますので、双方向からの意思表示は可能であるというふうと考えております。

その次は、議会は開かれた議会ということで、審議経過等、議会に関する情報を市民にわかりやすく提供するように努めるということであります。

各種地方自治法等、各種条例、規則を趣旨に基づいて運営を明確にするということであります。

以上で答弁を終わります。

No.142 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.143 ○15番(山盛左千江議員)

今の質問のことで、もうちょっとお伺いしたいんですが、まず、その支援先に個人が入らないと言われたんですが、条文では個人も市民等の中に含まれているんですよ。

条文の中で個人を含むと言っておきながら、解釈の中では、支援は個人は入らないということになると、これは条例の不備ではないでしょうか。

定義の中の、定義をよく読むんじゃないでなくて、つくられた方なので、今さら読むという表現も変ですけども、まず事業者の中でも、市内で事業活動を行う個人または法人をいうということで、事業者の中にも個人を認めているんです。個人事業者も認めて、個人という言葉が出てくるわけです。市民のところにも、もちろん出てきます。

だから、個人はだめというのは、それは提案者の解釈に矛盾が発生しているので、これは条例の不備というふうに解釈しますが、そうでないとするならば、明確な説明をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、これも条文の不備かなと思う部分ですけども、協定の締結についてです。

市民から市に提供をお願いすることを想定してつくられている条文であるにもかかわらず、協議の上なので、双方向が可能だと思う。それはおかしいんですよ。

思うとか、思わないではなくて、条例ですので、双方向の協定が可能にする条文にしておかないといけないんじゃないでしょうか。

この点についても、説明に大変納得できないというか、不可解な部分がありますので、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それから、議会の役割の部分ですけども、これも何をおっしゃっているのか、よくわかりません。声が小さいだけではなく、同じ条文を繰り返して読まれているだけのようには理解できません。

開かれた議会運営には何をするのかといたら、「市民に分かりやすく審議結果」と、ここに書いてあるじゃないですか。

だから、具体的にどういうことをするんですかというふうに聞いているので、もう一度、お答えいただきたいと思います。

それから、今条例については、特例で常任委員会に付託するというふうに先ほど、議会運営委員会でもそういうことが報告されました。

「開かれた議会の運営に努める」というふうに、ここに書いてあるものですから、例えば、これから行われるこの条例を審査する委員会の傍聴の制限を取り外すというようなことも、開かれた議会の運営に努めるということに含めるのかどうか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

No.144 ○議長(坂下勝保議員)

山盛議員に申し上げます。
議題に沿った質疑をお願いします。

No.145 ○15番(山盛左千江議員)

ですから、開かれた議会の運営とは、そういったことを指すのでしょうか、お願いしたいと思います。

傍聴席についての検討もするということを含めて解釈していいのかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、私が最初に質問したところで、諮問機関である協働推進委員会が条例制定に向けて準備を進めていることは知らなかったと言われました。知らないって、どういうことでしょうか。知らなかったら、だめじゃないですか。

これは、聞いた話ですけれども、この条例をつくるに当たっては、担当課に推進委員会に配布された資料の提供を求められたというふうに確認をしております。

ということは、…。

No.146 ○議長(坂下勝保議員)

議題外にわたらないでください。

(議題に関連するじゃないかの声あり)

No.147 ○15番(山盛左千江議員)

よろしいですか、続けて。

ということです。

ですので、先ほど、知らなかったでは済まされないというふうに思います。

逆に、知らなかったら、今知ったので、知った上で、市民のつくっていらっしゃることに對して、どのように感じるかということも、もう一度お答えいただきたいと思います。

知らなくて、別にそれぞれ独立した機関なので、それぞれにつくって構わないというふうに考えていらっしゃるのかもしれませんが。

でも、今知った以上は、お気持ちについて変わりはないですか。条例を推進委員会のほうと別々につくって、2個つくるということについて、どのような考えを持たれているか、お聞きをしたいと思います。

先ほど、地域組織とは、区、町内会とか、消防とか、老人会とか、婦人会とか、そういったことを想定しているというふうにおっしゃいました。

また、地域課題とは、ごみ出しだとか防災とか、そういう地域の抱える独居老人の見守りとか、そういったものを想定しているというふうに言われました。

とすると、全体の中からの印象も含めてですけれども、市民活動団体の役割の中に、第

6条ですけれども、ちょっと読ませていただきます。

「市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて、広く市民に理解される地域社会活動に取り組むよう努めるものとする」というふうになっているわけですよ。

先ほどの説明からいくと、地域組織というのは区、町内会で、地域の課題というのはそういったもので、じゃ、市民活動団体は、だれのために、どんな活動をするときに、この支援が受けられるのかということに、大変わかりにくさを感じております。

地域の課題を解決するために、地域組織の協力をするために、地域活動団体が協力をするというか努力をするというか、そういうことなんでしょうか。

その辺についての説明をいただきたいと思います。

全体として、市民活動というのは、地域、町内会の活動も重要ですがけれども、テーマ型のNPO活動、市民活動も同じように…。

No.148 ○議長(坂下勝保議員)

質疑をお願いします。

個人の意見は申さないように。

No.149 ○15番(山盛左千江議員)

必要なわけですから、そのバランスのとれた条例になっているかどうかについての説明をいただきたいので、よろしく願いいたします。

それから、市のほうにもお伺いいたします。

同様の、とても名前の似た条例をつくる予定でありまして、これが可決されたときには、推進委員会に示して相談をすとおっしゃいました。

議員は別々なので、別に関知しないというふうに提案者は答えました。

職員は、市のほうは、これからのいろんなスケジュール、アンケートだとか、地域の市民会議だとかパブリックコメントについては、委員会に相談して変わる可能性があるというふうに答弁がありました。

提案者のほうは、そんなことは別に関係ないというような答弁でした。

この点について、市として議員が提案したものを迷惑とか、そういうことはおっしゃらないと思います。

それはないんですが、実際に今からつくろうとしている審議会の委員さんたちに、この議会で可決された場合、どうやって説明するのでしょうか。本当に2つ、つくっていくようなことがあるのでしょうか。

予算では、先ほど答弁で、そのほかのこともやって、予算に対する質疑に対して、ほかのことをやっているの、別に予算が執行できないということについて、矛盾は感じていな

いというふうに言いました。

では、担当にお伺いいたします。

市が予算を計上したものは、目的を持って予算計上していると思います。このことがなくなったら、ほかのことに使うというような議員の答弁でしたが、そういったことはあり得るのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

No.150 ○議長(坂下勝保議員)

以上ですか。

No.151 ○15番(山盛左千江議員)

ちょっと待ってください。

ごめんなさい、第4条の市民の役割。

「市民は、まちづくりの担い手としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動し、地域社会活動に進んで参加するように努める」といった内容ですけれども、市民は担い手として責務を感じなくてはいけないのでしょうか。

議員が市民に担い手としての責務を課すということについて、私は行き過ぎのように思います。

他の市町のものを見ると、担い手としての立場を…。

No.152 ○議長(坂下勝保議員)

個人の意見は入れないようにお願いします。

No.153 ○15番(山盛左千江議員)

「立場を自覚し」というような言葉を使っておりますが、それをあえて「責任を自覚し」というふうに書かれた。

それほど市民に責任を負わせるということについて、どんなねらいがあるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

それから、市民は地域への関心を高めるといふふうに条文はなっております。地域への関心ではなく、協働ということになると、本当は、本当はというのは変ですね。市政に対する関心を高める必要があるのではないのでしょうか。そういったことについての検討はなさらなかったのでしょうか。

地域の住民、市民は責任を感じて、地域のことだけやればいい。そのために支援をするというような内容にも読み取れる部分が私にはございますが、そういったことについて、どのように考え…。

(発言する者あり)

No.154 ○15番(山盛左千江議員)

静かにしてください。

どのような考えでこういった条文にされたのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、先ほどの榊原議員の質問ですが、4月の貸し出しにあわせて上程したという答弁でありました。担当の答弁によりますと、要綱は4月の貸し出しにあわせて準備をしているというふうに答弁されました。

ということは、別に条例がなくても、貸し出しについては支障がないというふうに判断してよろしいでしょうか。

これは、市のほうにご答弁をいただきたいと思います。

No.155 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

堀田勝司議員。

No.156 ○18番(堀田勝司議員)

まず1番は、不備とは考えておりません。

地域社会活動の推進にかかわる市民を指しております。

2番に関しましては、可能であります。

3番に関しましては、現在の議会関係法の見直しとか、将来にわたって広聴会等、そういう検討の必要があるかということで考えております。

4番は、議案に関係がないので、お答えをすることはないというふうに感じております。

5番は、知りましたが、それぞれお互いの立場で活動をしていただければいいのではないかとこのように考えております。

6番は、地域社会活動には、何度も説明しているとおり、区域内の住民の活動を示すもので、地域自治活動と志を持った市民が自主的に行うテーマ型の市民活動の両方を示しているというふうに考えております。

市民のということは、第4条は、市民の努力義務として、地域活動社会に自主的な参加を求めています。

個人でできることは個人で行い、個人でできないことは隣近所で、地域で、そして地域でできないことは市が行うというような補完性の原則に基づいて、市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚する必要があるのではないかとこのように求めています。

4月1日にあわせてということではありますが、これは要綱は要綱でありまして、条例は条例という考えで提出をさせていただいております。

以上で終わります。

No.157 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.158 ○市民部長(平野 隆君)

先ほど、委員会に諮ってということをお願いしました。

提案者の方は、関知しないというように聞こえましたけれども、私どもは同じような、もし協働委員会がこういう条例にしようというような大体方針、まあ地域の方の意見を聞いてという、今はそういうふうな委員会の投げかけ方。

だから今、こういう内容の条例を、今回提案をいただいたような条例と同じような条例という位置づけは、まだ協働委員会のほうでは決まっておりません。という考え方を持っております。

万が一、同じような条例ということになりますれば、同じような条例は2つは要らないというのは、個人的に思っておりますが、協働委員会にかけることは、先ほども言いましたように、それは間違いありません。

それから、予算上のことですが、今の22年度予算は、まあ私どもが提案をしております委員会の回数、あるいは市民提案型の45万円の委託の関係等々、市民協働ということの採択で支援ということも含めた予算を計上しておりますので、この条例に基づく予算ということと言われても、ちょっと返答のしようがありませんので、これは来年度以降、この条例がもしできますれば、そのほかに財政という措置ができるならば、考えていくことになろうかと思っております。

終わります。

No.159 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.160 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議員提出議案第2号については、豊明市議会会議規則第37条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、厚生常任委員会を開催するため、暫時、休憩といたします。

午後5時52分休憩

午後7時1分再開

No.161 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

厚生常任委員会に付託しておりました議員提出議案第2号について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

毛受明宏厚生常任委員長、登壇にてお願いいたします。

No.162 ○厚生常任委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告させていただきます。

先ほどの本会議休憩中に厚生常任委員、議案提出者、各関係理事者の出席のもと、厚生常任委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議員提出議案第2号 豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例の制定については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査経過につきましては、事務局において会議の概要等の記録が間に合っておりませんので、ここでの発言は私の記憶による内容になりかねませんので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

No.163 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.164 ○議長(坂下勝保議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.165 ○6番(杉浦光男議員)

黎明を代表して、賛成の討論をいたします。

私は、こういうものが、こういう条例が出た場合には、全体に条例としての網がかかるわけですので、一番私が懸念していたところは、強制力を持って個人の権利なんかを制限されるということは、これは非常にまずいなと思ったわけですが、この条例を検討していく中で、そういうことはない。

全体的に、この条文の最後の語尾を見ても、「努めるものとする」というように努力目標として設定されているわけですね。

ですので、先ほどの常任委員会でも委員のほうから質問もありましたけれども、非常に一人ひとりの自由な権利だとか、自由な働きを制限するものではなくて、より、これを協働という視点で前に進めていくものだというふうに私は全体として理解したわけです。

現在まで、いろんな町内会あるいはNPO、諸団体で、まちづくりに一生懸命取り組んでいる諸団体もあります。

ですので、今までのそういう財産を大切にしながら、この条例がこれから大きなまちづくりのための柱となっていければなというふうに思います。

そして全体的には、やっぱり意識改革ということに私はたどり着くというふうに思います。

くどいようですが、この条例が豊明市民の意識も変革し、本当にすばらしいまちづくりができることを願って、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

No.166 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

松山廣見議員。

No.167 ○13番(松山廣見議員)

賛成の討論をいたします。

全国的に議会のあり方が問われている中で、豊明市始まって以来の議員提出による条例案が提出されたことは、画期的なことでもあります。

提案者より説明があったように、地域コミュニティーが希薄になっている今、防災等の地域で助け合うことを市民の役割、地域組織の役割、市民活動団体の役割、事業者の役割、議会の役割、市の役割を、条例で明文化することにより、対等な立場で互いの自主性及び自立性を尊重し、協力しながら地域活動の推進に努め、豊明市発展に寄与する条例と思います。

よって、この条例の賛成討論といたします。

No.168 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.169 ○22番(前山美恵子議員)

賛成の討論をいたします。

まず、約半年の時間をかけて条例案づくりにかかわられた各議員に対し、そのご努力は評価をするものです。

さて、地域において、市民や地域組織、市民活動団体、事業者など、多様な活動が息づいており、今各々の活動と行政がそれぞれの役割と責任を認識して、お互いの力を発揮し、導入部分にありますように市民一人ひとりが主人公になって、将来の豊明市を見据えながら、協働してまちづくりを進めていくということは大切であると思います。

言うまでもなく私たちの住んでいる地域、私たちは、ここに住んで、そして学び、働き、そして老後を過ごす場所でもあります。

したがって、市民の個々人の基本的人権が守られるようなまちづくり、これが求められますし、市民の全面発達に寄与することを前提としたまちづくりが求められています。

そのためにも、行政においてそれらをきちんと保障し、市民の自主性を重んじ、協働できる基盤づくりに努めていただくようお願いをし、賛成討論といたします。

No.170 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.171 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、議員提出議案第2号 豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例の制定について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

まず初めに、今回の提案につきまして、これはだれが提案をするかということは、問題ではないというふうに考えております。だれがではなく、何を提案するかが重要であると考えております。

本提案の内容、何を提案するのか、何を実現していくのか、このことに主眼を置いていただきたいと思います。

今回の条例化の意義につきましては、委員会でも簡単に申し述べましたが、都築前市長が種をまき、現相羽市長にさらに大きく育てていただいた市民の手によるさまざまな活動、それらに対する市の支援を、時の市長の考えに左右されないよう、市長の方針ではなく、地方公共団体たる豊明市の市の方針として明確に定めるという大変大きな意義があるわけでございます。

この団体意思決定により、現在の地域活動、それらに対する支援は、現状のレベルが最低基準となり、将来にわたり現状より後退することはあり得ないことを意味するわけであり
ます。

相羽市長の理念を尊重し、中日新聞の記事にもございましたけれども、市議会がバック
アップをするという意味であるわけであります。

本条例案の策定に当たりましては、多種多様な市民のさまざまな意見を反映し、各組織
が抱える問題の解決の糸口となることも大きな特徴であります。

今回提案をさせていただきました私たち市政クラブ 14 名、さらには賛成をいただいております
杉浦議員、公明党市議団の皆様方は、それぞれ各地域と密接に連携をしながら活動
をまいりました。

区、町内会の会議はもとより、各行事に携わる中で、区長、町内会長さんを始めとする
多くの役員さん、多くの区民から、市に対するさまざまな要望、ご意見を賜ってまいり
ました。

さらには今回、私どもの会派でプロジェクトチームの中心的役割を果たしたのは、1
期の4名でありますけれども、平野龍司議員におかれては長年、豊明市子ども会連合会
会長として、また大脇梯子獅子保存会の会長として活動を試みてまいりました。

三浦桂司議員におかれましては、阿野区の老人クラブを中心に立ち上げられた子ども見
守り隊の一員として、また防犯関連のNPO法人の一員として活動をしていただいていると
ころでございます。

(何の関係もないじゃないですかの声あり)

No.172 ○16番(伊藤 清議員)

近藤郁子議員におかれましては、伝統と歴史のある豊明市連合婦人会の会長として、
毛受明宏議員におかれましては、現在各地に広がりつつある子どもたちの健全育成を願
う親父の会会員として、また商工会青年部長として活動されてまいりました。

こうした多様な経験を持つ議員がプロジェクトチームに参画したことにより、区、町内会、
自主防災組織、消防団、子ども会、老人会、婦人会、NPO団体などなど、各団体の意見
を、これまでの議員活動を通じて吸い上げてきた意見を多く反映することができたわけ
であります。

もちろん、100%の民意を反映しているわけではありませんが、十分に満足していただ
けるレベルであろうと思っております。

元来、間接民主主義という制度のもとで、議員というのは市民の代弁者であり、各議員
が一定の市民の支持を受け、この議場に送っていただいておりますので、各議員の背景
を説明するまでもなく、多様な民意を反映していることは、十分にご理解をいただけるもの
と考えております。

内容につきましても、非常に特徴的であり、また画期的であると思っております。

区、町内への積極的な参加を求めることは、初めて明文化されたわけであり、加入率の低下に頭を悩ます区長さん、区役員の皆様方にとっては、その負担軽減に大きな効果が期待されるものであります。

区、町内を地域自治の基礎団体として条例にうたい、明確に位置づけることも初めてのことであります。

これまで、区長さんたちからその運営、進行についてさまざまな要望のありました区長会、この区長会についても、そのありようが大きく変わり、活発な区長さん同士の相互議論、活動が期待されるものであります。

そして、最も重要となりますのは、第13条 備品、公用車の貸し出しについてであります。

私たち市政クラブが各地で地域活動に深く携わる中で、要望をいただいたことを22年度の予算要望、さらには代表質問で取り上げてまいりました。

それぞれ実現をいただき、この4月からスタートをいたしますけれども、特に公用車の貸し出しについては、県内初の試みであり、マスコミにも大きく取り上げられたところであります。相羽市長の英断には敬意を表するとともに、感謝をいたすものであります。

これら貸し出し制度につきましても、要綱、規則、規程で定めたとすれば、冒頭に申し上げましたけれども、時の市長の考え方一つで、貸し出したり、貸し出さなかったりということが起こり得ます。

条例化することにより、市の方針とすることで5年後、10年後、市長がかわっても、この制度は存続することになるわけであります。

条例化することは、こうした貸し出し制度を含め、この条文に定めた事柄全般を将来にわたり担保するものであるわけであります。

さらには、松山議員からも討論でございましたが、今回の議員提案はゼロベース、無の状態から、市民に関係する条例案を作成したという点において、豊明市議会始まって以来、初の取り組みであります。

市議会議員は国会議員のように、公設秘書や政策秘書というような政策立案を支えるスタッフがおりませんので、情報収集、分析、政策立案、文書化、そのすべてをみずからの手で成し遂げなければならないわけであります。

そうしたスタッフ不足ということもありますが、1番には議員の能力不足ということから、これまでなかなかこうしたことが実現をできずにおりました。

議員の能力向上ということは、いつの時代も市民から求められるわけでありましてけれども、今回の半年以上にわたる作業は、そこに携わった議員の能力を飛躍的に向上させたわけであります。

志ある個々の議員の力を結集された今回の取り組みは、市議会初の快挙であり、議員のレベル向上、政策立案能力の向上、実行力、実現力の向上という点において、大きな足跡を残すものであると考えております。大きな転換点になるものと思います。

単なる批判、否定でなく、みずから政策立案、さらには、そのことを実現していく今回の提案者、賛成者の努力と英知に最大限の敬意を表し、賛成討論といたします。

No.173 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.174 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、賛成はできませんので、その理由を申し上げたいと思います。

まず、条例の制定を求めて私も今まで何度か一般質問をしてまいりました。その立場から、条例制定の着手の遅れは、遺憾に感じているところであります。だれよりも数多く、市民協働推進を求めてきた私として、本条例に反対するのは大変残念ではありますが、その最大の理由は、作成段階において協働推進委員会、市民がないがしろにされた点であります。

どのような条例をつくるのが大事であり、だれがつくるのかは問題ではないという討論がありました。私は全く逆であります。だれがつくるか、どのようにつくるのか、それが最も重要だと思っております。

もちろん、その内容についても不十分であってはなりません。策定の過程こそ、この協働条例をつくるためには重要だというように私は考えております。

協働のまちづくり条例は、策定のプロセスが重要でありまして、市民協働の意義を広く市民に理解してもらう、自治意識を育てるといふ、今後協働を進める上で大きな推進力となる重要な要素が、このプロセスの中に含まれております。

町内会であろうと、市民活動団体であろうと、自主性、自発性が何よりも重要であります。地域のつながりの希薄さが、さまざまな問題を生んでいることは言うまでもありません。だからこそ、押しつけではない条例づくりが欠かせないのだと私は申し上げたいと思います。

第3回の協働推進委員会の条例制定についての会議録に、共感を呼び、納得できるつくり方をしよう。市民がとらにつくったと実感できるものにしよう。地域、現場の現状把握を丁寧に把握する。条例の骨格、大まかなところを市民がつくるなどなど、委員長のまとめからも、このことに力点を置いていることが感じ取れます。

議員には、確かに条例提案権があります。協働のまちづくりの推進に保守系の議員たちが積極的になられたことは、大きな一歩であり、私も評価するところであります。

しかし、その一方で市の条例策定を進めていることも知らず、条例提出を議会の責務などと勘違いし、市の諮問機関である協働推進委員会や市民の条例制定への機会を奪っていることは、紛れもない事実であります。

ないがしろにしている自覚もなく、違和感も疑問も感じていないことに驚き、落胆を覚えま

す。

備品貸し出しは要綱で十分であり、条例の必要はないという答弁もありました。市長の任期中の貸し出しの中止など、提案者も考えておらず、市長のバックアップをする意味もあるというような説明がございました。

市長が諮問した協働推進委員会の委員さんに何と云ってこのことをおわびするのか、想像すると気の毒になります。

時の市長の方針に左右されないためにを理由に、早急に条例化を訴えるのは、余りにも無理があると思います。

要するに、市が策定を計画し、協働推進委員会が準備を進めているものを、このタイミングで議員が提案しなければならない理由が、私にはとても見つけることができません。

条例に対する質疑の中で、答弁に詰まる部分もあり、声も小さく、何を言っているのか理解できませんでした。内容においても指し示すものが明確ではなく、提案者の主観で答弁している点もあり、答弁を聞く限り、条例の不備と言わざるを得ません。

町内会加入促進の必要性は理解できないわけではありません。しかし、自治法上の議会の役割として、加入促進に議会が努めることを条例に定めることに、いささかの疑問を感じます。

また、協働のまちづくりをすすめる条例ではありますが、地域組織を基本としており、市民活動団体の影が薄いことにも納得できません。

休憩中に市民から文書をいただきました。それは本条例の上程は一たん凍結し、協働推進委員会による条例案を見た上で、議会として認めることができないと判断がなされた場合に、議会として提出するよう求める要望書でありました。

推進委員やNPO連絡協議会歴代代表、元区長、市民、総勢47名の署名が、そこに付されておりました。

どんなつくり方をされようと、議員がつくった条例に、行政も、市民も黙って従え、議員の押しつけともとれる強引さに対する市民の抗議の声だと私は理解いたしました。

選挙が近く、市民に喜んでもらえる仕事をしたいという気持ちは、議員としてわからないわけではありません。しかし、議員の権利、権限を最優先したために、逆に市民の反感を買ったのではないのでしょうか。

行政改革の中で、市民の意見を求めるアイデア五輪がありました。議員の定数の削減や報酬カットなどなど、議会に対する提案が幾つもありました。

そうした市民の声にこたえる議員提案であれば、間違いなく評価を受けたところではないかと考えるところです。

住民自治が叫ばれる昨今、議員間で市民自治、市民協働の何たるかに、大きな隔たりがあることに大変残念な思いをいたします。

条例のよしあしはさることながら、策定のあり方に大きな瑕疵があると判断し、この条例案には賛成できません。

以上です。

No.175 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.176 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議員提出議案第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.177 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

なお、今期定例会の会議録署名議員として13番 松山廣見議員を追加指名いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.178 ○市長(相羽英勝君)

議員の皆さんにおかれましては、長時間にわたって大変ご苦労さまでございました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成22年第1回定例会は終了でございますけれども、本定例会に平成22年度当初予算を始め、ただいままでご審議をいただきました議案すべてにおいて、承認・可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

このたび、承認をいただきました議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算のうち、第10款 教育費、3項 中学校費、3目 学校建設費につきましては、市政クラブの代表質問として、伊藤幹事長より校舎建設については緊急避難的な対応をするのではなく、中長期的な視点に立った計画が必要ではないかというご指摘をいただきました。

また、後日の総務文教常任委員会でも、この件に対する予算の組み替え動議と附帯決議が提出をされ、審査の結果、市政クラブの提出の附帯決議が全会一致で承認をされました。

さらに本日、本会議におきましては、市民主体、市民主役にかかわる協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例、こういう議員提案も提出をされました。

この案につきましても、慎重審議を賜りまして、皆さん方からいろんなご意見もちょうだい

しております。新たな市民主役、市民主体の地域活性化につながる大きな転換期になった一つのご提案であると、こういうように考えております。

また、今回の議案審議によりまして、いろいろ議員の皆さんから示唆に富んだご提案を賜りました。

中でも、沓掛中学校の仮設のプレハブ校舎の建設につきましては、市長部局としても過去のことに肯定するのではなく、切に子どもたちに対してより有効で、しかも快適な教育環境を提供する見地に立って、よりよい提案を速やかに作成をし、適切な時期にご審議をいただきたいと、こういうように考えております。

いずれにしても、最後のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例につきましては、市政クラブの堀田会長よりご提案をいただきましたことに対し、市を預かる者として大変このご提言については意義が大きいと、こういうふうと考えております。

これからも個性豊かで、しかも活気に満ち、魅力のあるまちづくり、そういう取り組みができる大きな基盤づくりの一助になったと、こういうように考えております。

さて、国会のほうでは今週、予算が成立する予定でございます。また、その目玉であります子ども手当の支給が6月からとなっておりますが、この制度についても、その制度設計が大変慌ただしかった影響もあり、その対応に恐らく課題も多く、万全を期していかなければいけないというふうに思っております。

議員各位のご理解を賜りたいと、こういうふうに思っております。

また、ただいまお認めをいただきました22年度当初予算につきましては、今後迅速かつ効果的な執行を通じまして、市民の皆様のご期待にこたえてまいりたいと、そういうふうに考えているところであります。

議員各位の格段のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

No.179 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

これにて、平成22年豊明市議会第1回定例会を閉会といたします。

午後7時31分閉会

